HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	台湾憲法における平等保障の考察 ： 日本との比較分析
Author(s)	李, 建龍
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 14, 141-174
Issue Date	2007-12-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30324
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_P141-174.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

台湾憲法における平等保障の考察

－日本との比較分析－

李（り）　建龍（けんりゅう）

目　次

序　章　はじめに …… 143
　第一節　問題意識 …… 143
　第二節　先行研究 …… 143
　第三節　平等の観念 …… 144
第一章　台湾憲法における平等権の発展 …… 144
　第一節　孫文の平等思想 …… 144
　第二節　平等の意義 …… 146
　第三節　平等条項の立法拘束性 …… 148
　第四節　平等条項における個別列挙事由の意味 …… 149
　第五節　平等審査の判断基準 …… 151
第二章　平等権に関する大法官解釈の分析 …… 154
　第一節　性別平等に関する大法官解釈 …… 154
　第二節　訴訟権の平等に関する大法官解釈 …… 155
　第三節　参政権の平等に関する大法官解釈 …… 157
　第四節　給付行政の平等に関する大法官解釈 …… 159
　第五節　小括 …… 161
第三章　日本における平等保障との比較 …… 162
　第一節　日本国憲法十四条一項の内容 …… 162
　第二節　台湾と日本における平等保障の比較分析 …… 165
終　章　まとめにかえて …… 167

序　章　はじめに

第一節　問題意識

平等とは複数のものの比較の問題であり、その「比較」ということに関われば、広い範囲にわたる事案が平等問題になり得る。平等が人間の正義の感情に基礎づけられるものであるならば、いかなる時代、いかなる国にも平等思想は存在する。近代市民革命期の人権宣言にも平等思想が高らかに謳われている[*1]。平等の保障は、自由の保障と並び、近代以降の人権概念に不可欠なものとされ、近代立憲主義を支える基本的人権の基本要素の一つと考えられている。従って世界各国の憲法も何らかの形で「平等」を保障する[*2]。

台湾の憲法、いわゆる「中華民国憲法[*3]」も例外なく、平等条項は「中華民国の人民は、男女、宗教、種族、階級、党派の区別なく、法律上一律に平等である」（第七条）と定めている。1949年中国大陸で共産党との戦争に負け、台湾に撤退せざるを得なかった国民政府は、そこで戒厳令を実施し、新規政党結成禁止（「党禁」）、新規新聞発行禁止（「報禁」）などの措置をとって国民の権利を強く制限した。つまり中華民国憲法は長期間にわたって戒厳令により、台湾での実施が阻害され、様々な国民的権利が実質上奪われてきた。戒厳当時､個人の基本権としての平等権は確立されず、台湾で憲法解釈を司る大法官会議においては抽象的な「法律上の平等」のルールを既存の法令や国家行為に機械的に当てはめて合憲性の判断をするという単純な手法しかとられなかった。

また戒厳令下の言論統制により、憲法の人権に関する研究も抑圧されていった。従って許慶雄教授は「長期戒厳体制のもと、台湾における人権の理念及び保障制度の理論研究はほとんど空白である[*4]」と指摘した。だが、1986年に戒厳令が解除され、学界も長年の束縛から解放された。その後アメリカ、ドイツ、日本などの国からの帰国学者は人権に関する外国の判例、学説を紹介してきた。その影響を受け、従来人権問題に対する消極的な態度を取った大法官会議も、憲法の解釈に対する態度を積極的な姿勢に変え始めた[*5]。

平等に関する人権侵害状況は、多くの場合、「差別」という形をとる。従って、国民が憲法の平等条項により、どのように保障されるかは、人権論の課題の一つである。もとより平等の保障は、人権論の課題でありながら、立法機関を通じて実現されるべきであろう。ただ、立法機関によって定立された法律が逆に人権侵害となる場合では、司法機関は憲法の番人として責任を問われる。平等問題は、時代の流れや社会の変化とともに新しい形態の差別で発生するものであって、常に訴訟という形で注目されている。このため、本研究は平等と関係する大法官会議の解釈[*6]を通じて、その判断基準及び問題点を検討し、これらの研究を通じて、台湾における「平等」の法理の探求を行おうとするものである。

第二節　先行研究

平等保障に関しては、日本において数多くの研究が存在する[*7]。戸松秀典教授によれば、「日本国憲法は、二十世紀半ばに制定されてから、五十年余りを経てきたわけですが、憲法価値の具体的実現過程でいちばん発展したのは平等原則です[*8]」ということである。平等保障の問題について、憲法十四条の条文の解釈および平等に関する基本判例を中心に議論が行われてきた。

一方、台湾では長期間にわたる戒厳令のため、平等保障の法理に関する研究業績は多くは存在しない。戒厳当時、憲法に関する研究はほとんど「三民主義」の解釈に従わなければならなかった。戒厳解除後は平等に関する大法官会議の憲法解釈が戒厳解除前と比べ、確実に増えた。この場合、平等保障に関する議論がないわけではないが、日本の平等問題に関する研究文献と比べると、台湾における平等保障の議論が深められているとはいえない状況にある。

「平等」とは、まず差別されないこととして理解されている。不利益において差別されないことのみならず、合理的理由なく一部の者を優遇することも差別とされる。台湾では、この「形式的平

等」をもって「機会の平等」とすることが多い。それ以上の「事実上の平等」は自由に抵触する「結果の平等」とみなされている。そしてそれは、レースでスタートと同時にゴールするような「悪平等」として回避される。その上で、区別の根拠である「合理的理由」とは何かが憲法学者によって議論されてきた。「平等」についても、「絶対的平等」ではなく、個人の差異に応じた「相対的平等」を指すのが通説である。大法官会議の憲法解釈もはじめは同様の見解を採用していた。その後徐々に「合理的差別論」という判断の枠組みを取るようになった。そして、その合理性の判断基準は事柄の本質によるとされ、法律の体系正義と合致していることも学説上要請されたが、その合理性の中身は確定されず、どのように認定するかが議論されてきた。そのため帰国学者により、ドイツの判例及びアメリカの判例の違憲審査基準などの紹介も積極的に行われてきた。

また戒厳解除後、実務上台湾の大法官会議による憲法解釈の展開において、平等の問題も重要な位置を占め、活発に議論されてきた。たとえば大法官会議が初めて正面から平等に関する判断を下したことで名高い一七九号解釈は人民の訴訟権を平等の視点から問うものであった。また、政治的な問題になっている三四〇号と四六八号解釈も、政党の平等を扱っている。さらに例を引けば、子供に対する親権行使の男女差別が争われた三六五号解釈も両親と子供という私人間の問題のため事案に直接適用されたのは民法であったが、その民法の規定に意味充填されたのは憲法上の平等であった。以上のような大法官会議の憲法解釈だけでなく、ほかにも平等の争点を扱うものがいくつもあり、これらの解釈文に関する紹介、検討は後の研究本文に譲る。

第三節　平等の観念

本稿はこの研究の基本としての「法律上の平等」とは何かを把握するため、中華民国憲法七条を議論の出発点として、その解釈及び適用についてどのような問題点があるか、それをめぐる学説の調査を行い、その上で平等の学説を検討することにする。

ところで、中華民国憲法一条は「中華民国は三民主義に基づく民有、民治、民享の民主共和国である」と規定する。「三民主義」とは、前文にも掲げられた「孫中山（孫文）先生の中華民国創立の遺教」の中核をなす思想である。「三民主義」とは「民族主義」と「民権主義」と「民生主義」の総称であるが、その中身は時代によって変化しており[*9]、それが百年前の時代背景の中で形成された思想であるため、現代の台湾における「三民主義」の意味は必ずしも明確ではない。とはいえ、平等保障の実現のため、孫文が構想していた「三民主義」は、現在台湾の憲法においても間接的な影響を及ぼしており、台湾憲法における平等保障を考察する際、孫文の思想をどのように捉えるのかは重要な課題である。

中華民国憲法の平等条項には、七条のほかに、「中華民国の各民族は、一律に平等である」（五条）、「国家は女性の人格と尊厳を擁護し、その身体の安全を保障し、性差別をなくし、男女の地位の実質的平等を促進しなければならない」（憲法追加修正条文十条六項）などの諸規定がある。また直接「平等」という文字を使わず、平等の精神を含む条項もある[*10]。そこでは、中華民国憲法七条の「平等」とは何であるとされたのだろうか。事実としての「平等」はどう意識されたのだろうか。これらのことを確認することとしたい。また前述平等保障の憲法規範としての意味を明らかにするためには、様々な平等保障に関する大法官会議による憲法解釈を調査、検討し、その中でどこまで具体化され、実現されているのを確認することが必要となる。

第一章 台湾憲法における平等権の発展

第一節 孫文の平等思想

台湾憲法の平等保障を考察する際、まず憲法に深く影響する孫文思想である三民主義を検討しなければならない。なぜならば、憲法一条は「中華

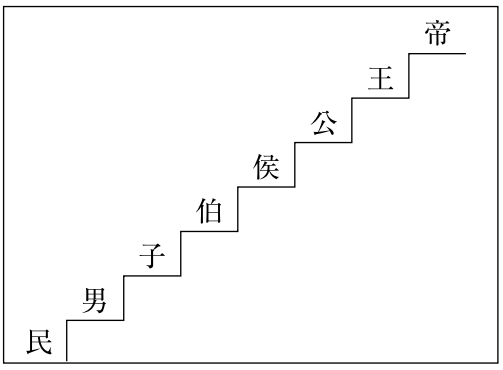
民国は三民主義[*11]の基づく民有、民治、民享の民主共和国である」と規定するからである。孫文が構想していた「三民主義」中の民権主義は、平等に対する孫文の自説を展開しているものである。戒厳令が解除される前に、国民党政府は台湾人民の思想を統制するため、台湾の憲法解釈はほとんど三民主義によらなければならないとされていた。現在台湾の憲法においても間接的な影響を及ぼしており、台湾憲法における平等保障を考察する際、孫文の思想をどのように捉えるのかは重要な課題である。

第一項　天賦人権論の否定

三民主義を検討する際、まず目につくのは孫文が近世ヨーロッパの天賦人権論を否定していることである。孫文は民権主義の第三講において、次のように述べる[*12]。「平等は欧米の学説によれば、人類が天より賦与された侵害及び剥奪することができない特権であるという。アメリカの独立宣言でも、フランス革命の人権宣言でも、これを特に強調しているほどである」。しかし、人間は生まれながらにして、平等の特権を与えられたものであるかどうかについて、彼は「自然界の万物は水面を除いて、一つとして平等なものはない。全く同じであるという木の葉はなく完全に同じであるという花はない。この世の中に全く同じであるというものがない限り完全な平等はあり得ない。従って人類にどうして平等があり得ようか。人間の聡明や才能は本来平等なものではない。平等とは名だけで実際には平等ではあり得ない」と人間の生まれながらの平等が存在するはずがないと主張した。

孫文は人間が生まれながら不平等であると主張し、さらに人為的な不平等を説明した。「人間の専制制度が発達してから、専制なる帝王は本来の不平等を更に激しくさせ、その結果は生まれの不平等と比べ、更に不平等となった。帝王によって形成されたこの種の不平等は、人為的不平等である（表一参照）」。ここまで検討すれば、孫文はただ天賦人権論の平等観を自然界及び人間の才能の

人為的不平等（表一）

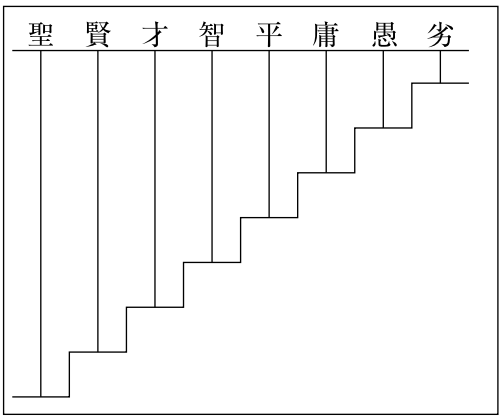


たとえを用いて否定したが、封建制度すなわち人為的不平等に反対する考え方は天賦人権論と同じだと考えられるだろう。

第二項　孫文の平等解釈

孫文は「民権主義」の第三講において、平等に対する彼の考え方及び仮平等、真平等を解釈し、そして図を描いて出発点の平等と結果的平等を詳しく説明した。これらについて彼は次のように述べる[*13]。「もし、人民が天賦平等説を信じて押し通して行った場合、あるいは真理を顧みずに、無理矢理にもその目的を達することができるかもしれない。だがそれはやはり一種の仮平等であり、必ず地位の高いものを無理に下に押しつけ頭だけそろえて平等にしたもので、その各者の立脚点はやはり異なり、その結果、平等であることはできないのである（表二参照）」。と孫文はもし天賦人権論の結果的平等を「完全」に実現する場合、各人の出発点が不平等であるという点に注目し、端

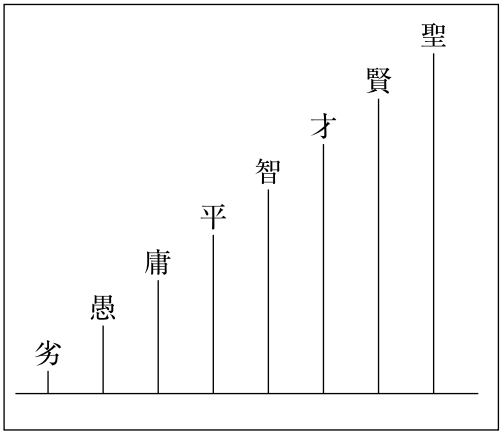
仮平等（表二）



的に言えばレースでスタートと同時にゴールするような「平等」は真の平等ではなく、それもある意味で前述の人為的不平等と同じではないかと主張する。

また彼が主張する平等について、「真の平等は社会的地位の平等から出発し、各人の聡明や才能に従って機会を均等に与え、持ち前を自由に発展させ、その社会に対する貢献を基準にして、社会からそれに似合った報酬を得ることである」。「平等は人為的であって、天賦ではない。そして人の造った平等なるものは政治上の地位の平等あるのみだ。故に革命後は各人の政治上の立脚点は必ずすべて平等でなければならない。これは図（表三参照）のように一律に平等でなければならない」

真平等（表三）



と述べている。孫文によれば真の平等は出発点の平等であり、それが人為的で、人民の政治上の地位をすべて平等にすることなのである。

そして、孫文は人類天賦の本質的区別として「人は生まれながらにして賢愚の不平等があるとはいえ、人心はこれを平等にすることを欲するものであり、人類はこの最高道徳の目的に到達するように努力しなければならないものである」。この目的を達成するため、孫文は賢愚の不平等の人たちを調和して平等にするなら、「人々の才知と能力は善良の方面のみに働くことができれば、天性の賢愚、智能の多寡によるの不平等があっても、人の道徳心を発達させ、必ず平等を実現することができるだろう」と主張した。

結局、孫文は平等論を推し進め、「平等は天賦のものである」という天賦人権論的論証をくつがえして、人為平等論をとなえ、さらに仮平等と真平等とを区別し、社会における地位の平等とは、機会の平等ということであるとしている。もし各人が天賦の頭脳や能力に基づいて高い地位に上ることを許さないなら、世界に進歩がなく、人類は退化してしまうであろうという。また機会の平等によって、天性の賢愚、智能の多寡によるの不平等が道徳心を発達させることによって、最低限までに減少することができると主張する。

ここで平等における孫文の見方と台湾戒厳時期の憲法学者の著書[*14]の内容を対照すれば、ほぼ一致することがわかる。つまり、平等は機会の平等であり、人民の政治的地位において絶対的平等でなければならない。また自然の不平等について、道徳心を発達させることによって、弱小愚劣の人を助け、実質的平等の目標が達成できる。こういう考え方も台湾憲法の社会安全制度に深く影響する。しかし、孫文思想をどのように相対的平等と結びつけるかについて、前述の憲法著作は示さなかった。

第二節　平等の意義

第一項　学説

「法律上の平等」にいう「平等」の意味について、台湾の学界はほぼ一致して、次のような見解を持っている[*15]。憲法七条の「平等」は絶対的平等あるいは形式的平等ではなく、相対的平等あるいは実質的平等の観点から平等の意義を解釈する方が適切である。特に実質的平等という用語が一般的に使われる。人の事実的あるいは実質的な差異という前提の下、法律に合理的な差異が設けられる。いわゆる「等しきものは等しく扱う、等しからざるものは等しからざるように扱うべし」である。または国家権力による差別の禁止だけでなく、さらに国家権力による平等の実現という積極的な作為を求める。それゆえ実質的差異の存在および法的取り扱いの違いの合理性は平等判断の要点である。また憲法追加修正条文十条六項も、国

家が「男女の地位の実質的平等の促進しなければならない」と規定している。

第二項　判例

一、形式的平等

戒厳当時、国家安全と社会秩序が最優先であるという思想が支配的だったため、粛清煙毒条例五条一項は「麻薬あるいはアヘンを販売、運送及び製造する者は死刑に処す」と規定していた。これに関し、194号解釈は「戡乱（戒厳）時期粛清煙毒条例五条一項は麻薬を販売する者は死刑に処すという刑罰の規定は重いが、ただ戡乱時期において、煙毒（麻薬）を粛清することが、国家安全と社会秩序を維持するのに必要であったため、憲法二十三条と抵触しない。また憲法七条にも違反しない[*16]」という結論を下した。犯罪の事実および動機を問わず、全部一律死刑を処すというこうした規定はまさに形式的平等である。その後263号解釈では懲治盗匪条例二条一項「身の代金目的のため、人を略取し、又は誘拐した者は死刑に処す」という規定を合憲と判断したが、この条例は「刑罰のバランスを失するおそれがあるため、立法機関はこの規定について国民の権利及び刑事政策と総合的に検討し直す必要がある[*17]」と認定した。この解釈は結論として問題の規定を合憲としたが、263号解釈により194号解釈のような形式的平等を支持するスタンスは修正されたのである。

二、実質的平等

これに対して、実質的平等の理念は早くから大法官解釈によって強調された。平等権と関連する初めての解釈である160号解釈は、「財産権上訴の二審判決に対し、上訴の利益が八千元以下であれば、上訴することを禁ずる」（民事訴訟法四六六条一項）という規定について「訴訟（事柄）の性質を図り、法律をもって人民訴訟権の行使を合理的に区別した規定とすべきである。すべての事件が同じ審級を経なければ、憲法に一致しないとは限らない[*18]」と判示した。この中に示された「事柄の性質」、「法律」および「合理的」などの三つの構成要件は重要なポイントであり、以後、実質的平等を解釈するときの指標となった。179号解釈も「人民の年齢、職業、経済状態及び当事者双方の特別関係などに基づき、合理的な区別を認める規定を設けることができる[*19]」と主張した。

211号解釈は「憲法七条に規定された平等権は、法律上の地位の実質的平等を保障することであり、法律をもって所管機関に授権し、具体的な事件の事実上の相違及び立法の目的を斟酌した合理的な区別を制限することではない[*20]」と判示し、「実質的平等」を解釈文に取り入れ、明確な法律原則とした。その後228号解釈の解釈理由書では「法律は国家機関の機能の違いに基づき、国家賠償責任の合理的差別規定を設けること[*21]」ができると述べ、再び合理的区別を認めた。341号解釈も、平等とは実質的平等であると定義した。「中華民国の人民は法律上一律に平等であると憲法七条に規定され、人民は同法十八条より試験を受け、公職に就く権利も法律上も一律に平等である。ただし、ここでの平等は実質的平等であり、事実上の需要および試験を行う目的に基づき、その関係事項を法律で適切に制限することは前述の平等原則に違反するとは言い難い[*22]」。また、形式的平等と実質的平等さらに比較した485号解釈は「憲法七条の平等原則は画一的、機械的な形式上の平等を指すのではなく、人民の法的地位の実質的平等を保障することである。立法機関は憲法の価値体系と立法目的に基づき、事柄の性質の差異を斟酌し、合理的な区別をなし得る[*23]」と述べた。

第三項　検討

形式的平等と実質的平等はいずれも多義的概念[*24]であって、様々な意味に用いられている。ただし一般的な用法では、前者は法的取り扱いの均一、後者は事実関係の均一を意味する。前述した様々な解釈をみれば、「実質的平等」について、大法官はおもに法律の「合理的区別」であり、それは平等権に違反しないということを説明しようとしているのがわかる。その合理性を判断する際、「立法目的」、「事柄の性質」及び「憲法の価値体系」を総合的に考慮する必要があり、これによっ

て「法律上の地位」の平等を保障する。しかしながら、大法官解釈の「実質的平等」の説明に対し、事実関係の均一という見方からみれば、果たして憲法追加修正条文十条六項が定める「男女の地位の実質的平等」は、国家に「法律上」の「合理的区別」を求めるだけなのか。進んで「社会的地位」においても「事実上」の平等を要求しないのか。法律上、「不合理な差別」がなければ、本当に「男女の地位の実質的平等」に達することができるのか。これらの疑問に関し、「実質的平等」の大法官解釈に異論を唱える台湾の学者は見あたらない。しかし、大法官解釈における「実質的平等」の意味に疑問を投げかけた571号解釈の林子儀大法官補充意見書[*25]は、注目に値する。

第三節　平等条項の立法拘束性

「法律上一律平等」と言うとき、平等の意味と機能には、様々な解釈がある。平等条項の適用に関する問題の一つに、平等の原則が法の適用、すなわち行政と司法のみを拘束するのか、あるいは法の内容、すなわち立法をも拘束するのかという問題がある。

第一項　学説

現在の台湾では法律上の平等が法適用の平等か、法内容の平等を意味するかにつき、日本のような学説の対立はない。要するに、法を執行し適用する行政権と司法権が国民を差別してはならないだけでなく、法を定立する立法権も法律上の平等に拘束されるという法内容の平等が、台湾の通説[*26]である。李恵宗は次のように述べる[*27]。「憲法は『法律上一律平等』と規定したが、しかし『法律下』の不平等が許されるという反対解釈をすることはできない。いわゆる法律上の平等は立法の平等である。言い換えれば、平等原則は法律を執行する行政権と司法権を拘束するだけでなく、立法権を拘束することもできる。もし立法の内容が平等原則に違反すれば、憲法一七一条[*28]の規定によって無効になる。そして法律下の平等は法適用の平等であり、行政と司法に対する平等原則の拘束である」。

第二項　判例

台湾では当初、憲法七条の「法律上一律平等」が、大法官会議の解釈において、法律の平等な適用の意味に解されたことがあるが、法律上の平等は法律上の地位の実質的平等の保障を意味するとの見解[*29]が支配的となり、立法機関が平等条項の拘束を受けることについては議論の余地がなくなった。

一、法適用平等説

194号の解釈理由書は「当該条例（戡乱時期粛清煙毒条例）五条一項の規定は男女、宗教、種族、階級、党派によって異なった適用はしないから、憲法七条にも違反しない[*30]」と述べた。この説明の仕方を裏返し、憲法七条の「個別列挙事由」によって異なった適用をすれば、それは違憲になる。つまりこの判例の立場は、「法適用平等＋限定列挙」説であろう。しかし、この解釈文は確かに法適用の平等の問題を論じているが、憲法解釈の申立人が求めているのは「法律自身」が平等に反するかどうかという解釈である。従って、法の適用が平等であるから、その規範内容も平等であるという論証は、やや説明不十分である。

二、法内容平等説

合理的理由によらない立法上の不平等は、立法者の故意、過失とは無関係に、すべて平等条項に違反する。たとえば477号解釈文は「戒厳時期人民受損（害）権利回復条例六条の適用対象は、『無罪の判決が確定する前、かつて拘留あるいは刑罰を受けていた者』に限られる。不起訴処分が確定する前もしくは後、治安機関に逮捕されて証拠不足の理由で任意釈放前、無罪の判決が確定する後および有罪判決（感化[*31]、感訓処分[*32]を含む）の執行が終了した後、拘留あるいは法によって釈放されていない人民は含まれない。これは権利の損害を同様に受け、利益の回復を享有すべき者に対する規定漏れであり、立法の重大な欠陥に属する。しかし、当該条例の前述規定を適用して、無罪判決が確定する前に人身の自由が喪失した者だけに

賠償すれば、むしろ人民が法律上の地位が不平等になり、ここで、自ら憲法七条に抵触する。従って前述の規定漏れに属する場合、本解釈が公布する日から二年以内、当該条例六条によって国家賠償を請求することができる[*33]」。これは立法技術の不十分から生じた不平等の例であり、そして477号解釈は、解釈で法律を補う先例である。

第三項　検討

「法律上一律平等」については、法内容平等を意味すると解するべきである。しかし、七条の平等条項がどのように立法機関を拘束するについて、本稿は憲法の価値体系から立法拘束の根拠を求めることもできると考えられる。憲法二章人民の権利義務では、「およそ人民のその他の自由及び権利は、社会秩序及び公共の利益を妨げない限り、均しく憲法の保障を受ける」（二二条）と規定している。本条は人民の基本権利を補充する総括的保障条項である。そして憲法二三条も「以上の各条に列挙した自由及び権利は、他人の自由を妨害することを防止し、 緊急危難を回避し、社会秩序を維持し、又は公共利益を増進するために必要がある場合を除いて、法律を以て制限することができない」と定め、人民の権利を総括的保障する規定である。要するに、人民の自由及び権利の保障（平等も含む）は、二三条に挙げられた四つの公益条項（他人の自由を妨害することの防止、 緊急危難の回避、社会秩序の維持及び公共利益の増進）によらなければ、立法者は制限できない。さらに前述の一七一条の違憲審査制規定と合わせて憲法の価値体系から検証すれば、七条が定める平等は立法権を含むあらゆる国家権力から侵すことができないという結論が出てくる。従って台湾の通説と判例が法内容平等説をとるのは当然である。

第四節　平等条項における個別列挙事由の意味

第一項　学説

中華民国憲法の平等条項は七条のほかに、五条「民族平等」、憲法追加修正条文十条六項「男女の地位の実質的平等の促進」などの平等規定がある。また直接「平等」という文言を使わず、平等の精神を含む条項もある（基本国策規定）。その中で、七条に列挙された「男女、宗教、種族、階級、党派」はどのような意味かという問題については、議論が多い。この点につき、台湾の学説は、主に二つに大別される。

一、限定列挙説

この説は憲法七条の掲げる事由による差別は、憲法上禁止されているが、他の事由による差別は禁止されていないと説く。このような限定列挙説を主張したのは張鏡影である。彼は「わが国の憲法七条の平等権は列挙規定である[*34]」と主張したが、ただこの主張の具体的な説明はなく、単なる憲法条文を文言解釈したに過ぎない。彼の結論から推測すれば、前節判例のところで検討した194号解釈と同じく「法適用平等＋限定列挙」説のセットであろう。

近年、限定列挙説を前提として、保障範囲の拡大を求める説[*35]が有力である。この説は次のように述べる。解釈方法から見ると、憲法文言の意義は本来「限定列挙」の意味である。憲法解釈機関はこの限界を越え、限定列挙の条項を例示の条項と解釈できるだろうか。従って、例示説の妥当性は疑わしい。もし憲法七条の規定が例示的ではなく、限定列挙であるならば、憲法七条に列挙されない事由（例えば年齢、学歴、財産など）は平等条項では保障されず、人権の保障が縮小してしまう懸念は生ずる。しかし、この懸念は、憲法二二条[*36]から導かれる包括的保障によって解決できる。この論者は、限定列挙説の問題を承認しつつ、限定列挙説の解釈を保障範囲の拡大の方向に修正した。

二、例示説

この説は、どのような事由によるものであっても不合理な差別は許されないのであって、憲法は男女、宗教などを例示的に示していると解する。この例示説は現在、台湾の通説である[*37]。この説によれば「憲法七条に男女、宗教、種族、階級、党派が掲げられ、差別取り扱いを禁止している。これは例示と解釈すべきである。この文言が挿入

されたのは、過去の経験によれば、この五つの事由による区別が不平等になりやすいからである。ただしこれらの事由だけでなく、たとえば地域（省籍）、職業、美醜などによっても、法律上不平等の取扱いをしてはならない[*38]」。また林紀東は、「憲法は基本法であり、国家すべての事項の規定を設ける場合、それが有限の条文である限り、自然にもっとも主要なものしか規定しない。煩雑な事項に対しても、重要な事項しか例として挙げられない。単に文言解釈をもって例示規定を列挙規定とし、それがただ男女、宗教、種族、階級、党派などの事項による差別を禁止することで、そのほかの事由による差別は禁止していないという考え方は憲法規定の特性に理解が足りないだけでなく、しかも各国憲法の平等保障の真意に合致しない[*39]」と限定列挙説を批判した。

ちなみに戒厳時期においてほとんどの学者は憲法七条に挙げられた事由がいったい制限列挙であるか、あるいは例示に属するかについての見解をほとんど明示せず、七条の規定内容を各自に男女平等、宗教平等、種族平等、階級平等及び党派平等の個々サブタイトルに分け、その内容と由来を分析するのみであった。その際、それらの事由が制限列挙あるいは例示であるのかの問題についての説明はなかったのである。

第二項　判例

一、限定列挙説

194号の解釈理由書は次のように述べる。「戡乱（戒厳）時期粛清煙毒条例は特別刑法であり、その五条一項では『麻薬あるいはアヘンを販売、運送及び製造する者は死刑を処す』と定めていた。この規定は重いが、戡乱時期において、煙毒（麻薬）を徹底的に禁絶しなければ、民族の健康、国家安全および社会秩序が危害されるため、当該規定は憲法二十三条[*40]に抵触しない。また当該条例五条一項の規定は男女、宗教、種族、階級、党派によって異なった適用をするわけではなく、憲法七条にも違反しない[*41]」と合憲判断をした。本件は憲法七条の列挙事由によって差別をしたのではないから、七条にはまったく反しないと判断しており、差別事由は憲法の列挙事由に限定されることを示唆している。

二、例示説

224号解釈の解釈文は次のように述べる。「租税徴収法において、再審査の申立に関し、一定の割合の税金を納める、あるいは相当の担保を提供するという条件規定は、税金または相当の担保を提供できない者の行政上の救済権利を喪失させ…憲法七条の趣旨と一致しない…」。解釈理由書はさらに、前述の規定（租税徴収法三十五条から三十八条まで）は「ただ財力がある人だけが、行政救済の利益を享受できる[*42]」結果につながってしまうと指摘する。この判決以降、課税あるいは過料の処分について、行政救済を求める際、全部あるいは一定の割合の税金、過料または担保を提供すると定めていた規定に対し、大法官は本号解釈の趣旨に沿い、憲法違反と宣告した[*43]。この解釈文は、憲法七条に掲示された五つの事由以外の「財産の多少」（財力）を理由とする差別について、平等違反を宣言した。すなわち憲法の列挙事由だけでなく、それ以外の差別事由も平等違反になりうるということであろう。

第三項　検討

平等条項の立法拘束性に加え、七条に列挙された「男女、宗教、種族、階級、党派」の事項を限定列挙と解するのか、あるいは例示と解するのかについて、台湾早期の学説や判例は、「法適用平等＋限定列挙」説というセットを支持した。しかしこの説を支持する理論的論述はなく、ただ平等条項に対する文言解釈にすぎないと考えられる。

現在の学説は「法内容平等＋限定列挙」説や「法内容平等＋例示説」というセットに大別される。本稿は、この両説についてそれぞれの理由づけのいずれにも納得できる点があると考える。重要なのは、両説とも七条に列挙された個別事由の意義解釈については共通であり、その差は単なる平等条項にアプローチする方法の違いである。限定列挙説を支持する学者は、憲法制定者が列挙した

五つの事由を中心に、他の事由については憲法二二条を通じて保障する。しかしながら、このような区別の手法は例示説でも同じである。例示説によれば歴史上、この五つの事由の区別が不平等になりやすいから憲法条項に組み込まれ、ほかの事由による不合理な差別も許されない。結局、平等条項における個別列挙事由の憲法的意味について両方の説に差はない。

第五節　平等審査の判断基準

第一項　学説

戒厳時期の憲法学者は、その著書の中にいくつか平等権の概念を論ずるものもある。通常は憲法七条を一般平等と特別平等（個別列挙事由）に分けて説明するが、平等審査の判断基準に触れてはいなかった。そして平等審査の判断基準を論じ始めるのもここ十数年のことであり、したがって台湾の平等審査の判断基準に関する学説はまだ通説が形成されていない。それぞれの学者が大法官会議解釈に対する見方によって自分なりの学説を主張しているのが現況である。

一、合理性基準（恣意の禁止、事柄の本質、憲法の「全体価値」説）

この説によれば「平等原則は実質的理由がない場合に同様な本質の事件を、任意に差別して取り扱うこと及び本質が異なる事件を任意に同様に取り扱うことを禁止する[*44]」。本質が同じかどうかについては、生活実態に基づいて判断する。つまり憲法七条の「法律上の平等」は機械的な絶対的平等ではなく、事実上の差異に着目する合理的な区別を認める平等と解される。立法者自身は広い立法裁量を享有し、平等権が立法権を拘束する目的は恣意的な立法の禁止であり、立法者は実質的理由を持たないまま、実質上同様あるいは類似の事柄に異なる規定を制定することができない[*45]。要するに平等権の立法に対する拘束は「恣意の禁止」であり、そして立法機関が異なる取扱いを認める法律を制定する際、必ず「事柄の本質」の差異に従わなければならない。

また前述の「恣意の禁止」、「事柄の本質」という判断手法を認めつつ、さらに立法者が異なる対象の取扱いを斟酌する際、憲法の「全体価値」、「基本精神」を引用すべきであり、とりわけ憲法上特別に定められた別異の取扱制度[*46]を考量しなければならない[*47]。つまり立法者が異なる取扱いを定める法律を制定する際、その立法目的の「正当性」[*48]を示すだけではなく、憲法の「全体価値」及び「基本精神」も総合的に衡量しなければならない。例えば、法治国家の理念、個人の尊厳、立国原則（三民主義）なども立法者の判断基準である。

二、比例原則の導入

李惠宗は公権力行為が平等原則を遵守しているかどうかの判断基準について次のように言う。ある制度の設計が平等原則に違反するかを判断する際、まず①この差別取扱い制度の目的を検証する。この「制度目的」あるいは「立法目的」自身が合憲的基礎を持たなければならず、これは、次の判断に入る前の前提である。この目的が合憲であると確認してから、②どのような事柄の本質要素が差別取扱いの基準になりうるのかを検討しなければならない。この過程は主に事柄の本質ではない要素が入るのを防止する。そして最後は③たとえ差別取扱いをしなければならない状況であっても、「合理的区別」（比例原則、本質目的から判断する区別）しか許されない。この「合理的区別」は一方では「極端」な差別が許されないこと（比例原則に合致すること）を要求し、他方ではある差別取扱いのため、制度のもっとも根本的な目的を破壊することもできない[*49]（「本質目的に合致する合理的な区別」）。

本稿は、この学説において最も重要な点は、「立法目的」自身が違憲審査を受けなければならないことにあると考える。一旦「立法目的」審査を通過すると、その目的を基準として、立法者が選んだ手段がその目的を達成できるかどうかを判断する。ならば、立法機関が「極端な」あるいは「本質目的に合致しない」差別取扱いをしたかどうかに関する審査には手段の判断も含まれているのではないか。

この判断基準のほか、許宗力も平等原則の審査モデルを構築することを試みる。彼は審査を四段階に分ける。まず①争われる法律規範が不合理な区別の問題が存在するかを判断する。この説によれば差別取扱いとは、「比較可能性」（Vergleichbarkeit）のある人ないし社会生活事実をある法律規範によって異なって扱うことである。「比較可能性」は、法律規範によって異なった取扱いを受ける人の間に共通の社会生活事実を持つことである。たとえば法律が志願兵役と義務兵役を別異に扱う際、両者ともに他人にない兵役の共通的な特徴を持つから、この両者は「比較可能性」がある。次に②差別取扱いの目的を確定する。それが実質的平等の目的を追求するか、あるいは実質的平等に関わらない政策目的であるか。③実質的平等の目的を追求する合理的な差別の場合、平等原則に合致するかどうかについて、主に取扱いの違い（手段）と目的の間に合理的関連性（「合目的性」審査）があるかどうかという観点から判断する。必要があれば「体系正義」の観点からも判断する。つまり立法者自身が自ら創立した価値を遵守しているのかを判断する。④実質的平等に関わらない政策目的の場合、比例原則を適用する。規定の目的が合憲かどうかのほか、その差別取扱いが政策目的の達成に有用であるか（適合性原則）、やむなく採用する手段であるか（必要原則）、最後にその追求する公益が差別取扱いによって犠牲にされる平等法益より重要であるかについて順番に審査する[*50]。差別取扱いを議論する前提は「比較可能性」のある人ないし社会生活事実を別異に取扱うことである。またこの説の特徴は、差別取扱いの目的を確定する際、実質的平等の目的を追求するか、あるいは実質的平等に関わらない政策目的であるかによって、それぞれ「合目的性」審査と比例原則審査を適用すべきと主張することである。

本稿はこの種の区別基準が実際に適用されにくいではないかと考える。どのような差別取扱いの目的が実質的平等を追求しているのかについて、許宗力はここで明確な基準を提供しなかったからである[*51]。

三、差別強度説（二段の基準）

李建良は前述の合理性基準を批判しつつ、ドイツ連邦憲法裁判所の審査基準を参考としながら平等に関する違憲審査基準の構築を試みる。いわゆる「恣意的」な差別は合理性を欠き、特に「事柄の本質」に違反する。しかし、「事柄の性質」あるいは「合理性」は非常に曖昧な概念であり、それらを違憲審査基準とすることは実質的には困難である。そこで、差別取扱いを「強い差別取扱い」と「弱い差別取扱い」に分け、前者は「重大な合理的事由」を必要とし、後者は合理的事由で足りると説く。後者の場合、前者と比べて、立法者は広い裁量を有するため、故に違憲審査する際、「合理性基準」に基づいて審査する。差別取扱いの強度を判断するについては、主に以下三つの基準がある。

①分類の基準が憲法の明文化された事項に近づけば近づくほど、その差別取扱いの強度が強くなる。たとえば男女、宗教、種族、階級、党派は区別事由の強度が強い。

②差別取扱いの当事者が区別の基準に影響を与えることができなければできないほど、その差別取扱いの強度が強くなる。

③差別取扱いの結果、憲法によって保障される自由権の行使に対する影響が多ければ多いほど、その差別取扱いの強度が強くなる[*52]。

第二項　判例

一、合理性基準

大法官は、211号解釈文において「具体的な事件の事実上の相違及び立法の目的を斟酌して、合理的な異なる取り扱いを制限することではない」と法律の合理的区別を認め、「処分を受ける人が税金及び過料の執行を延期あるい逃避し、また任意に異議を申し立てることを防止するために、税関密輸取締条例が具体的な事案を考量して適当な処分を下すことを税関に授権する」と述べ、その手段が「密輸の取締政策を貫徹し、公共の利益を増進するために必要であり、憲法七条及び一六条に

抵触しない[*53]」と判示した。つまり係争条文の目的が合理的（公益の促進）であり、かつ必要であれば、憲法の平等条項に違反しないとしたのである。

二、憲法の「全体価値」

618号の解釈理由書（多数意見）は「憲法七条が『中華民国の人民は、男女、宗教、種族、階級、党派の区別なく、法律上一律に平等である』と定め、そして同法一八条の試験を受け、公職に就く権利も法律上一律平等であり…ここでの平等は実質的平等であり」と公職に就く権利は実質的平等であることを強調し、「立法機関が憲法の価値体系に基づき、事柄の性質の差異を斟酌して合理的な差別をし得る[*54]」と立法者が法律を制定する際、憲法の「全体価値」に適合しなければならないとする。つまり、この解釈における大法官の違憲審査基準は立法目的の「正当性」を要求するだけではなく、憲法の「全体価値」との適合もその判断要素の一つといえよう。

三、比例原則の適用

日本においては比例原則と平等原則は二つの別の原則だと考えられてきた[*55]が、台湾では平等問題を判断する際、比例原則を用いる判例はしばしば見られる。たとえば542号の解釈理由書は「社会の政策の立法に関して…その立法目的は、資源を効果的に利用し、且つ適切に分配することの正当性を備えなければならない。その手段は目的を達成するため、客観的に必要であり、すなわち手段と目的の達成の間の有効性と比例性を考慮しなければならない[*56]」と述べている。また618号の解釈理由書も「合理的な差別によって人民の基本権利を制限する場合、憲法二三条に規定される比例原則に一致しなければならない[*57]」と説き、たとえ法律の区別が合理的であっても、比例原則に適合しなければならないとしている。

四、体系正義

455号解釈の翁月生大法官補足意見は、合理性基準を平等審査の判断基準として説くだけでなく、さらに「立法者が法律を制定するとき、憲法に違反しないという前提のもとに、本来広い合意形成の自由を持つが、ただ体系規範的意義を持つ法律原則を創設したとき、重大な公益を考量する場合を除き、その原則に拘束されるべく、それによって法律体系の一貫性を維持すること」と述べ、初めて体系正義の概念を提示した。そしてこの体系正義の要求は、「立法と行政機関ともに遵守すべく、でなければ即ち平等原則に違反する」から、「（旧）陸海空軍将校服役条例施行細則が第25条、軍人とその家族の優待条例、行政院人事行政局と銓敘部の行政解釈を比較し、主管機関は義務役の年功合計問題を考量する時、法律体系により確立した基本原則を遵守せず、当然体系正義に違反し、平等原則にも抵触する[*58]」とされた。

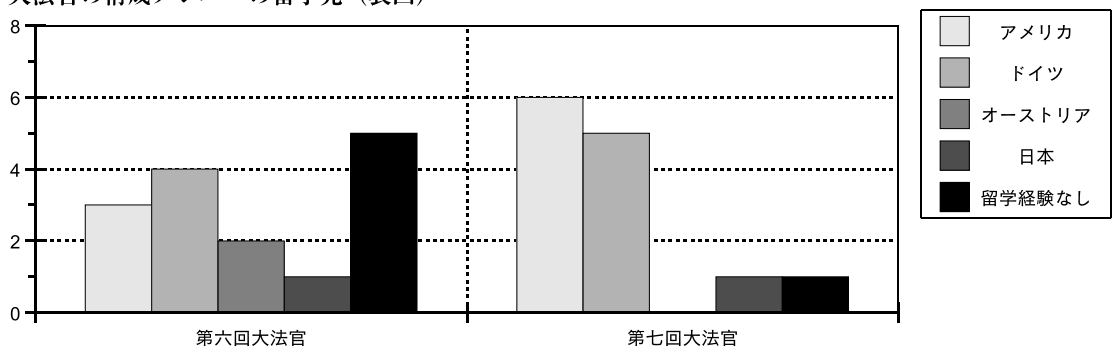
第三項　検討

初期の憲法学者は平等の審査基準問題に対して関心を持たなかったが、前述の諸学説（合理性基準、比例原則や体系正義など）のように、ここ十数年の憲法学者は主にドイツの学説を紹介し、新説の創立を試みた。近年アメリカの三段階基準は若手学者を中心に広い支持を受けているが、ただアメリカの学説（判例）紹介あるいは大法官解釈手法の分析に止まり、三段階基準に関する論文[*59]の量も少ない。

また判例について、平等に関する大法官解釈は少なくないが、ただ判断基準に関する系統化の試みが見当たらない。ある時には単なる「恣意の禁止、事柄の本質」（たとえば618号）と述べつつも、別の時には「目的」と「手段、目的の関連性」（例えば542号解釈）から審査している。前者はドイツモデルに似ており、後者はアメリカの裁判所の審査手法に近い。その原因は、強いて言えば大法官解釈に関わる大法官の留学先にあると考えられる[*60]。すなわち第六回大法官の中、アメリカ留学経験をしたものは三人しかいないが、現在（第七回）は十三人の大法官の中でアメリカ勢が六人もいる。この大法官構成メンバーの変化はアメリカの裁判所の審査手法を採った解釈に反映することであろう（表四参照）。

そして前述のようにそれぞれの学説に対応する

大法官の構成メンバーの留学先（表四）



大法官解釈があり、通説の学説が形成されていないのと同じように判例にも統一の判断基準がない。裁判の予想可能性の観点から見れば、台湾における学説及び判例の判断基準の統一は急務と言えよう。

第二章 平等権に関する大法官解釈の分析

第一章においては、台湾の平等保障をめぐる基礎的ないし原理的問題が取り扱われてきた。ただ半世紀あまり歴史をもつ中華民国憲法を台湾の現代社会に適合させていかなければならないところでは、大法官解釈を通じて様々な創造的な解釈を憲法に加えてゆくことが必要とされるのであって、現在の平等保障の実際の運用の姿は、こうして積み重ねられてきた大法官解釈を参酌しなければ正確に把握することはできない。そこで第二章では、憲法上の平等保障、とくに中華民国憲法七条に列挙された「男女、宗教、種族、階級、党派」が問題となった事案を網羅的に検討し、これらに一貫する何らかの理論枠組みを提示すべきであろう。ただし、紙幅のため、ここでは特徴的な判例を五つ取り上げ、これらの大法官解釈を通じてみた平等権の問題に主眼をおいて、検討することにしたい。

第一節　性別平等に関する大法官解釈

第一項　釈字第365号解釈[*61]

一、事実要旨

申立人の夫Y（以下Y）は八十年（1991年）二月二十五日に申立人X（以下X）を家から追い払い、同年三月七日次男のZ（以下Z）を扶養させるため、ZをXに引き渡した。その後同居義務を履行する訴訟などを提起し、Xとの離婚を試みた。Yは各種の手段が全て失敗した後、八十二年（1993年）五月二十一日に台北地方裁判所に子女の引き渡しの訴訟を提起し、Xに次男Zの返還を求めた。民法一〇八九条[*62]「権利の行使（親権行使）につき、父母の意思が一致しないときは、父がこれを行使」するという規定をその訴訟の理由とし、裁判所に次男Zを引き渡すことを請求した。この訴訟について台湾台北地方裁判所、台湾高等裁判所及び最高裁判所のは民法一〇八九条の規定により、Yの勝訴と判決した。

二、解釈文

民法一〇八九条の「権利の行使につき、父母の意思が一致しないときは、父がこれを行使」すると定めている部分は、憲法七条の「人民は男女を問わず法律上一律平等である」及び、憲法追加修正条文九条五項の性差別をなくす趣旨に一致しない。この条項は検討修正する必要がある。この解釈公布の日から、遅くとも二年満期までに、該当条項は効力を失う。

第二項　検討

一、性別に基づく差別規定

本号解釈によって提示されたのは男女の性別上の差異に対する差別規定が原則的に禁止されることである。この点は憲法七条に規定された列挙事由の要旨である。ただし性別に関する生来的な差

異の存在は事実であり、憲法はなぜこの事実を区別の基準とする法律を原則的に禁止できるのだろうか。事実上存在する性別の差異があるからと言って、当然に法律上差別取り扱いの合理性が認められるとは限らない。性別自体は生まれるときに決定され、人間自身の意思あるいは努力で簡単に変更できない。もし性別を以て法律差別の当然の理由とすれば、その法律規範の適用される対象者は、その差別される地位から脱却できない。従って性別上の差異に関する差別は原則的に許されない。

二、性別による差別規定の例外

解釈理由書は、性別に関する異なる法律規定を判断する際、「性別に対する差別は特殊例外的な状況に限って、憲法上許容される。この特殊例外の状況は必ず男女の生理上の差異あるいはこの差異から生じる社会生活機能の役割上の違いに基づかなければならい」と述べた。ただしこの判断基準が本件事実にどのように適用されるのか、大法官解釈は具体的には示さなかった。憲法が男女の生理上の差異に対する区別を例外的に許容する立場から見れば、男女の生理上の差異によらない法律の差別規定が禁止される。つまり性別に関する差別取り扱いが男女の生理上の差異によるかどうかが合憲判断の分かれ目である。本号解釈に対する台湾の学者の分析によれば、男女の差別規定を審査する際は原則的に厳格基準を適用すべく、大法官が本号解釈の中に提示された「性別による差別規定の特殊例外の状況」に当たる場合は、より緩やかな審査基準を適用すべきと説明される[*63]。

三、父権が優先する民法規定と憲法七条

父母の親権の行使に対する意見が一致しない時、父がそれを行使するという民法規定は、男女差別的な取り扱いである。本号解釈は、まず前述の民法規定が「伝統的な文化習俗及び当時社会環境」に基づくものであるが、そして現在「男女の教育を受け、職業に従事する機会が平等」であることを理由に違憲と判断する。つまり当時の立法背景が消滅した結果、本件規定が違憲となったのである。ただし問題なのは親権の行使に対する父母の意見が一致しない時、父が行使すると定めた民法規定が「男女の生理上の差異」に基づくかどうかである。前述の民法規定につき、大法官は「伝統的な文化習俗及び当時社会環境」からの区別であり、当然にこの規定は「男女の生理上の差異」に基づくものではないとしている。すなわち現在社会状況が変わる云々を証明するまでもなく、この段階においてすでに違憲と判断できると考えられる。

本件は大法官がはじめて憲法七条の平等条項を引用して、法律の男女差別規定の違憲判断を下した事件である。本件により提出された性別に関する審査基準（表五参照）も後の大法官解釈に影響を与え続けている。

第二節　訴訟権の平等に関する大法官解釈

第一項　釈字第224号解釈[*64]

一、事実要旨

申立人X（以下X）は六十七年（1978年）高雄県租税徴収処の相続税の第二回課税処分に対して、不服審査請求を提出し、法定期間内に再審査を申請した。租税徴収法三五条[*65]の規定では、査定した事件に不服申し立てる際、申立人はその税額の三分の一を前払いしなければならない。しかしXは再審査の法定期間内に巨額の前納金を集めることができなかった。Xは所管機関に訴願、再訴願及び行政訴訟を提起したが、全て租税徴収法三五条に適合しないため棄却された。Xは租税徴収法のこの規定が憲法七条の保障する平等権を侵害し、また人民の訴願及び訴訟の基本的権利を制限し、憲法一六条に抵触すると主張し、大法官解釈を申し立てた。

性別に関する審査基準（表五）

性別に対する差別規定→原則→厳格審査 →例外（生理上の差異に基づく）→緩やかな基準

二、解釈文

再審査の申請に関し、一定割合の税金を納付し、あるいは相当の担保を提供するという租税徴収法の条件規定は、税金の納付、または相当の担保を提供することができない人に行政救済の機会を喪失させる。それは人民の訴願と訴訟権に対して必要のない制限である。なお、行政救済の結果が確定してからはじめて再審査の申請者に強制執行するという同法の規定は、行政救済を申請できない人に対しても不公平である。従って憲法七条、一六条、一九条の趣旨に一致しない。この解釈公布の日から、遅くとも二年満期までに、該当条項（租税徴収法三五条）は効力を失う。この期間中、上述規定に関する租税の保全及び平等などの問題を総括的に検討し修正する。これによって憲法保障の人民の訴願、訴訟権及び課税公平の原則を貫徹させる。

第二項　検討

一、訴訟権の平等保障

本件の問題は異議申し立てまたは再審査の条件として当事者に一定割合の税金あるいは相当の担保を提供させる租税徴収規定が憲法違反かどうかである。この規定に関連する本号解釈によれば、租税徴収法の規定は訴願（訴訟）権と平等権に違反する。憲法七条の平等条項からみれば、その法律規定がどの平等保障に違反するのかについて、訴訟権の平等保障が権利の保護・救済にとって不可欠の要素である以上、すべての個人が権利保護の請求権に関する基本的人権の保障を平等に享有すべきである。特定の者だけが権利保護の請求権を享有できると定める法律規定は、特別な正当性がない限り、その合憲性が疑わしい。

本件のうち、部分的な税金を納付する能力のある者が異議申し立てもしくは再審査を申請することができるのに対し、納付する能力のない者は、その機会も得られないということは、すなわち特定の者しか行政訴訟手続を利用することができないことを意味する。異議申し立てをしようとする当事者からみれば、本件の課税処分は自己の財産に対する権力の側からする不当な侵害行為にほかならないという意味合いを持つ。権利保護の請求権あるいは公権力によって不当に侵害されない財産権が個人の尊厳に欠かせない基本的権利であるため、これらに対する不合理な差別は許されない。

二、二つの問題点

本号解釈は係争法律が訴願（訴訟）権と平等権に違反すると認定した。本稿は、ここで問題となる法律の平等問題は、一つだけではないと考える。まず係争法律の規定に従わず、税金の納付あるいは担保の提供をしない申立人の訴願を認めないという法律規定は憲法一六条訴訟権の保障規定[*66]に抵触するおそれがあり、特定の者（税金の納付あるいは担保を提供した人）にしか訴願の提起を許さないことに対して、訴訟権の行使差別からみれば、平等違反の一つである。また係争法律が部分的な税金を納める、あるいは担保の提供の有無によって異なる取扱いを認めることは、資（財）力がないため、税金の納付あるいは担保の提供ができない人に対しては差別である。法律が資（財）力の有無によって当事者の法律地位を決めることは、「階級」によって法律上の地位を区別することを意味するのではないであろうか。もし資（財）力が憲法七条の列挙事由の「階級[*67]」に属するならば、当然に違憲の疑いがあり、これがもう一つの平等違反となる。

三、残された課題

本号解釈の解釈理由書によれば、行政救済の利益を享受できるかどうかは資（財）力の有無によって決まる。つまり本件の争われた差別取扱いの基準は、税金を納めたかどうかの状態ではなく、税金を納付する能力である。もし税金の再審査を申請する際、本件の申立人は資（財）力があっても納付するつもりがなければ、解釈の結果が変わるのか。行政救済の利益を享受する条件として、税金の納付規定が不合理な差別なのか。すなわち資（財）力の有無を問わず、一律に部分的税金の納付を行政救済の条件とする規定は不合理差別に当たるかどうかについては、解釈文及び解釈理由書は明示しなかったのである。

第三節　参政権の平等に関する大法官解釈

第一項　釈字第340号解釈[*68]

一、事実要旨

申立人X（以下X）は中華民国八十年（1991年）十二月二十一日に国民大会の第二回国民大会代表選挙の参加を登記し、台湾省台中県選挙委員会（以下選委会と略称する）は選挙公報の掲載のために、その規定によりXの党籍は「中国国民党」と記載された政見原稿及び個人資料を提出した。しかし選委会は八十年（1991年）十一月二十三日、書面でXが期限内に政見原稿中の党籍の「中国国民党」などの字を削除することを要求し、期限内に削除しなければ、選挙公報に掲載しないと述べた。Xは自身が「中国国民党」の党員であるから、当然党籍を削除する理由がないと主張し、削除を行わなかった。その後、選委会は、その編纂出版する国民大会代表選挙公報の中、Xの「党籍」欄を空白にした。それに加えて、同選挙区には九人の立候補者がいたが、Xには十二万台湾ドルの納付を要求する一方で、その他八人の立候補者には各六万台湾ドルしか要求しなかった。Xは前述の事情を基に選委会に異議を申し立てたが、全て却下された。選挙が終わった後、法律によって所轄裁判所に訴訟を提起し、台湾高等裁判所台中分院が八十一年（1992年）四月二十日に第二審判決を下し、確定した事案である。

二、解釈文

公職人員選挙罷免法第三八条二項「政党推薦の区域候補者および原住民候補者は、その供託金を半減して納める。ただし政党が推薦を撤回する場合、全額を納めなければならない」という規定は、政党推薦のない候補者に政党推薦の候補者より高額な供託金を納めさせる。これは不合理な差別であるため、憲法七条の規定趣旨に一致しない。以後適用するべきではない。

第二項　釈字第468号解釈[*69]

一、事実要旨

申立人X（以下X）は中華民国八十四年（1995年）十一月二十五日、総統、副総統選挙罷免法（以下総統選挙罷免法）二三条[*70]に基づき、中央選挙委員会に総統、副総統選挙の候補者の被署名者として出願した。中央選挙委員会は、Xが署名供託金の百万台湾ドルを納めなかったため、前述規定に合致しないと認定して、その出願を拒絶した。これに対し、Xは不服を申し立て、訴願、再訴願及び行政訴訟を提起したが、全て却下された。更にこれについて大法官会議解釈を申し立てた事案である。

二、解釈文

憲法四六条は「総統、副総統の選挙は、法律で定める」と規定している。立法機関はこの憲法規定により法律を制定し、総統、副総統選挙過程の規範を公平かつ合理的原則に適合させるべきである。総統選挙罷免法二三条二項及び四項は総統、副総統の候補者が法定期間内に最近の中央民意代表選挙の選挙人総数の1.5%以上の署名を集めなければいけないと定めている。これは署名制度の採用により被署名人は相当の政治的支持があることを証明し、そして総統選挙罷免法二二条に規定する候補者の政党推薦要件の均衡を双方（政党推薦の有無）に配慮している。しかも人民が恣意的に総統、副総統選挙に立候補し、社会資源を浪費することを防止することができる。これは、合理的範囲内の適当な規範であり、総統、副総統の被選挙権に対して不必要の制限であるとは考えにくい。憲法の平等権の規定にも違反しない。また署名人数が同条四項所定人数の二分の一以上を確保し、被署名人が同条一項により百万台湾ドル供託金を提供することは立法裁量の範囲を超えず、憲法二三条に違反しない。

総統、副総統選挙署名及び調査施行法は、所管機関が総統選挙罷免法二三条九項の授権により制定するものであり、その授権は明確な目的及び範囲内にある。同施行法二条三項「書類の不揃い、規定に合わず、あるいは供託金が足りない者に対して、中央選挙委員会はその申請の受理を拒絶しなければならない」という規定は法律授権の趣旨に適合し、憲法に抵触しない。ただし上述の被選挙権行使の要件に関して、社会の変遷及び政治発

展の状況により、随時検討調整すべく、憲法保障の人民参政権の趣旨に適合させるのは当然である。

第三項　検討

一、政党推薦がある候補者の供託金半減規定

340号解釈は、公職人員選挙罷免法上の政党推薦がある候補者の供託金を半減する規定が憲法に反するという判決を下したが、それは政党の優遇規定が違憲と宣告するものであった。実は優遇規定は、それを受けない人に対しては不利益な待遇である。本件の政党の優遇規定は、ちょうど無所属の候補者に対する不利益な差別待遇にあたる。台湾の憲法には確かに政党政治を促進するため、いくつの政党優遇規定がある。例えば政党比例代表制[*71]がその代表である。340号解釈が提示した論点は、たとえ憲法が政党の優遇規定を明文化していても、憲法七条も依然として党派の平等を要求するということである[*72]。340号解釈によれば係争条文の目的は政党政治の健全発展を促進することであるが、しかし実際は逆に小党分立になり、政党政治の健全な発展に役に立たない。つまりその法律手段が立法目的を達成できないため、係争条文が参政権に対して必要のない制限となり、不合理な差別にあたることになる。

ただし340号解釈理由書の射程範囲外の問題ではあるが、そもそも供託金の納付が立候補の前提であることが、参政権の制限ではないか。224号解釈は「税金の納付、または相当の担保を提供することができない人に行政救済の機会を喪失させる。それが人民の訴願と訴訟権に対して必要のない制限である」と判示したが、ここでも資力の有無という点から見れば、選挙罷免法の供託金を納付してから初めて立候補できるという規定が人民の参政権に対して必要のない制限である可能性は否定できない。他方、選挙資源を節約することが参政権の制限および別異の取扱いの正当な理由になりうるかどうかについては、340号解釈は検討していない。

二、総統選挙罷免法の制限規定

468号解釈は総統選挙罷免法の署名及び供託金に関する二つの参政権の制限規定の合憲性が争われた事案である。そこで取り上げられた被選挙権を制限する理由は「相当の政治的支持」と「社会資源の節約」である。候補者の資格制限である「署名制度」に対し、大法官は「署名制度の採用により被署名人は相当の政治的支持があることを証明し、そして総統選挙罷免法二二条に規定する候補者の政党推薦要件の均衡を双方（政党推薦の有無）に配慮すること」と判示した。総統選挙罷免法から見れば、候補者が政党[*73]に推薦されれば、その政党は相当の政治的支持があるから、署名を集める必要がない。また無所属の候補者は「前回選挙の結果」によりその「相当の政治支持」を証明できないため、その代わりに「署名制度」で証明する。従ってこの「相当の政治的支持」という被選挙権を制限する理由は合憲だと考えられる。

そして被選挙権を制限するもう一つの理由は「社会資源の節約」のためである。解釈理由書の「人民が恣意的に総統、副総統選挙に立候補し、社会資源を浪費することを防止することができる」という判示から推測すれば、人民が恣意的に立候補することは資源浪費行為であると考えられる。従って立法機関は「社会資源の浪費を防止する」という経済的理由で人民の政治的基本権利すなわち被選挙権を制限することができる。人民の恣意的立候補が一体何の社会資源を浪費するかについて468号解釈は明言しなかったが、あえて言えば二つの資源が考えられる[*74]。第一に、候補者が多すぎるため、選挙のパンフレットや活動が浪費になる。第二に、署名を集める際、中央選挙委員会に支給される署名名簿を使わなければならず、署名が完成された後中央選挙委員会も検査しなければならない。従って「行政資源」を節約するため被選挙権を制限する必要がある。

しかし「社会資源浪費の防止」を理由として国民の参政権を制限することは認められない。候補者が多すぎることは確かにより多くの社会資源を消費するが、しかしこの「消費」が「浪費」に当たるかどうかは、単なる金額の多少からは判断できない。もし選挙の過程で国民に充分なインフォ

メーションを提供することができれば、たとえより多くの社会資源を消費しても、それを理由に国民の被選挙権を制限することはできないはずであろう。

三、供託金の合憲性

340号解釈の中では検討しなかった供託金制度の合憲性について、468号解釈理由書は以下のように言う。百万台湾ドル供託金の提供は署名人数が法定人数に達成することを確保し、「…これが被選挙人に巨額の選挙費用を強制的に負担させることではなく、総統、副総統の被選挙権に対して不当の制限であるとも考えにくい」。「その供託金額の規定は、立法裁量の範囲を超」さない。要するに大法官が強調したいのは以下の二点[*75]である。第一は「署名供託金」は強制の財務負担ではなく、ただ法定署名人数に達成できることを確保する要求である。性質上は「担保」に属する。第二は、もし供託金が高過ぎて、立法裁量の範囲を超える場合、違憲になる可能性はある。総統選挙罷免法の「百万台湾ドル」の供託金は立法裁量の範囲内にあるとは言うものの、本号解釈は立法裁量の限界を示さなかった。

また468号の大法官によって合憲であると宣告された「供託金の制限」が、340号解釈文の「供託金の制限」と比べると、468号解釈によれば、両方とも「担保」の性質を持つ。国民の訴訟権行使に関する担保規定が前節の224号解釈によって違憲とされたが、民主制過程と深く関わる参政権、党派平等に関し、「担保」の性質を持つ供託金規定は大法官が合憲とした。468号解釈の申立人は供託金を納付する以外にも、署名制限のハードルを越えなければならない。これは国民の参政権に対する二重制限になるおそれがある。そしてこの制限は、政党所属を理由とする差別である。参政権が個人の基本的人権であるという見方からすれば社会資源を節約するという社会的理由から無所属候補の参政権を制限することはできないと考えられる。

第四節　給付行政の平等に関する大法官解釈

第一項　釈字第485号解釈[*76]

一、事実要旨

Xら55人の立法委員は中華民国八十五年一月十二日立法院によって可決された「国軍老旧眷村[*77]改築条例」が形式的平等及び実質的平等に違反すると次のように主張した。特定少数の原眷戸[*78]を手厚く保障し、国軍老旧眷村改築条例によって建設された住宅及び政府から与える住宅購買補助金などの権益を享受させることは、政府が法律制定によって原眷戸ごとに家屋を贈ることとほとんど変わらない[*79]。しかし現在の社会において不動産の価値が非常に高く、原眷戸が規定によって五年後に家屋を売れば、暴利を獲得することができる。また、老旧眷村の改築は原眷戸の居住安全問題を解決するためであり、彼らに家屋を贈るという不合理、不正義な方式で行うべきでない。　従って「国軍老旧眷村改築条例」は形式的平等だけでなく、実質的平等にも違反する。「国軍老旧眷村改築条例」によって建設された住宅は国家資源を使って特定身分の人たちにしか供給されない。そしてこの特定の人たちには、弱者ではない軍将官なども含まれる。さらに同じ軍眷身分者の眷村住宅は当該条例によって、贈られるものが民国六十九年十二月三十一日以前に建造されたものに限り、また贈られる住宅の大きさが生活の実際的な需要を無視し、退役時の職階を基準とするという当該条例の関連規定からみれば、たとえ同じ軍属身分グループに属しても、不平等であることがわかる。それに国軍老旧眷村と同じ状況であるほかの中央各省庁及び学校眷戸は、かえって同様の権益を享有することができない。これは明らかに公法上の平等原則に違反する。国軍老旧眷村改築条例には合理的な区別を見出すことができない。その他の職業、身分の人民に対して公平ではなく、憲法七条平等権の規定に違反する疑いがある。したがってXら55人の立法委員は憲法解釈案を提起する。

二、解釈文

憲法七条の平等原則は画一的、機械的な形式上の平等を指すのではなく、法律上における人民の

地位の実質的平等を保障している。立法機関は憲法の価値体系と立法目的に基づき、事柄の性質の差異を斟酌し、合理的な区別待遇をなし得る。憲法の前文、第一条、基本国策の章及び憲法追加修正十条の規定を参照すれば、民生福祉の促進は憲法の基本原則の一つであることがわかる。立法者は社会政策の考量に基づき、法律を制定し、福祉資源を限定的に分配しうる。国軍老旧眷村改築条例及びその施行法は「原眷戸が当該条例によって建造された住宅の購買及び政府給与の住宅購買助成金の領収などの優遇を享有し、また頭金の部分も低利の公的融資を適用すること」と規定している。保護される必要のある原眷戸に適当な扶助を提供するという立法目的は憲法七条の趣旨に抵触しない。

ただし国家の資源には限度があり、社会政策に関する法律制定は、国家の経済及び財政状況を考慮しなければならず、資源を有効に利用する原則および一般国民との平等関係に注意しながら、福祉資源を適切に分配すべきである。また受益者の財力、収入、家計負担及び保護の必要性を斟酌して慎重に規定すべきであり、ただ受益者の特定職位あるいは身分を区別の唯一の根拠とすることはできない。給付方式及び金額限度の規定に関しては、受益者の基本生活需要に相当すべきであり、立法目的の必要な限度超えて明らかに過度の保護を与えることはできない。立法機関は前述の条例と本解釈の趣旨に適合しない部分を、全面的に検討改善するべきである。

第二項　検討

本号解釈は一方的社会福祉措置の憲法的基礎を説明し、社会福祉の立法が平等原則によって拘束される点を強調する。係争立法が憲法の平等原則に適合しないから検討改善すべきと判示した本号解釈は、当該条例が直ちに違憲無効とする解釈ではなく、立法機関に警告する解釈と理解すべきである。この解釈が公布されてから、国軍老旧眷村改築条例は三回も修正されたが[*80]、ただし本号解釈の指摘した箇所は一度も修正されなかった。

一、弱者保護と平等原則

本件は憲法追加修正条文十条九項軍人の社会福祉措置の保障[*81]と関わり、弱者保護の社会福祉政策の一つと見られている[*82]。政府が社会的弱者に対する優遇措置を与えることは給付行政の一つである。ただ、特定の身分だけが給付行政の対象になりうる法律規定は、平等原則に違反する疑いを免じ得ない。これも本件のXら55人の立法委員が憲法解釈を申し立てた理由である。

台湾の学者の論文[*83]によれば、ある種の社会及び経済的な不平等が一定の条件を満たせば、逆に正義あるいは公平原則を備える内容になる。「一定の条件」とは、機会の平等原則のもと、社会のもっとも不利的な地位にいるメンバーに最大の利益をもたらせることである[*84]。その具体的方法の一つは、民主過程（例えば議会）の討論及び同意のもと、社会のより多くの資源を持つ人々から一部の資源を取り出し、政府を通じて、社会の不利な地位にいる人々の不利益を補填することである。租税法定主義によって議会により可決された租税立法はより多くの資源を擁する者から一部の資源を取り出す仕組みであり、給付行政によって構成された社会福祉措置はもっとも不利的な地位にいる社会のメンバーに利益を与える資源分配の仕組みである。本号解釈に挙げられる憲法の基本国策及び憲法追加修正条文十条の規定が民主的福祉国家原則[*85]規定であり、その背後の追求する価値を一言で言えばいわゆる「平等」である。

二、軍人及びその家族に対する保護

軍人は身分の一種である。憲法追加修正条文十条九項の規定はすべての軍人を社会の弱者と見なすかどうかについて、本号の解釈理由書は次のように述べる。「ただ受益者の特定職位あるいは身分を区別の唯一根拠とすることは許されず、その財力、収入、家計負担及び保護の必要性を斟酌してその福祉措置の内容を慎重に規定すべきである」。この観点から見れば答えは否定的である。本号解釈の趣旨によれば、社会福祉の資源を実際に生活困難の退役軍人（あるいはその遺族）に分配することがあり、生活に支障のない退役軍人（あ

るいはその遺族）はその分配の対象外である。ただし国軍老旧眷村改築条例一条[*86]の立法目的は住宅を建造し、原眷戸及び中低所得者を保護することであり、この点から見ると、それがすべて弱者を保護する社会福祉の性質に属するとは言い切れない。重点は同条例一条いわゆる「原眷戸の保護」は原眷戸を保護する必要があるかどうか及び「明らかに過度」の保護をどのように認定するかという点にある。

もし国家が軍人の功績に報いる目的で同様の立法をしたとするならば、この目的の給付行政が平等原則に拘束されるか、及びどのように拘束するかという点に関しては本号解釈は触れなかった。

三、眷戸子女の経済状況を問わないことの合理性

国軍老旧眷村改築条例五条一項後段は「原眷戸が死亡した場合、配偶者が優先的にその権益を受ける。原眷戸と配偶者ともに死亡した場合、その子女がその権益を受ける。その他は全てその権益を受けることができない」と規定した。ここで問題なのは、同じ眷戸子女の範囲内に、同条例の立法目的[*87]により、さらに区別するがあるかどうかという点にある。要するに同じ立法目的という標準の下、性質が異なる人を、すべて同一的に扱う法律は恣意的立法に属する[*88]。眷戸子女は「国家に功績があり、眷村宿舎を継続的に利用する権利を持つ」人ではないが、原眷戸と配偶者ともに死亡した場合、国家はその遺族に配慮するため、経済的弱者である眷戸子女に対して、保護政策を提供することができるかもしれない。しかし眷戸子女の経済状況を問わず、一律に住宅購買補助金などの権益を享受できることは、明らかに同条例の立法目的に違反し、憲法の平等保障にも抵触する。

四、購買人の処分権を制限する必要性

社会上経済的弱者を保護するため、国家が補助制度をどの程度まで提供できるかについて、台湾の学者によれば、立法機関が社会政策の立法形成自由に基づき、憲法解釈機関が過度的に介入すべきではない。ただし保護制度が本来の立法目的－「住宅を建造し、原眷戸及び中低所得者を保護すること」－に完全に背くことであれば例外的に介入を許す[*89]。この見方によれば、立法機関が購買人の処分権を制限しなかった（例えば売買の対象や販売価格など）ため、その制度設計が平等原則に違反するという本号解釈の立場は少なくとも完全に問題がないとは言えない。

第五節　小括

本章で検討した平等保障に関係する性別、訴訟権、参政権及び給付行政の大法官解釈を概観すると、第一章でも触れたように、判断基準を統一できていない。たとえばある時には単なる「恣意の禁止、事柄の本質」（たとえば本章第一節の365号解釈）の観点から分析しつつも、別の時には「目的」と「手段、目的の関連性」（例えば第四節の485号解釈）から審査している。ただし本章で検討した諸解釈には少なくとも以下の特徴がある。

一、「性別」平等の重視

父母が親権の行使に対する意見が一致しない時、父が行使するという民法規定について、大法官は憲法違反と宣告し、期間付きでその規定を失効させた。解釈理由書は性別に対する差別は特殊例外的な状況に限って認められると指摘した。つまり「男女生理上の差異あるいはこの差異から生じる社会生活機能の役割上の違いに基づかなければならない」。すなわち憲法に適合する性別に対する差別は、二つに限られると述べた。このような判断基準は他の解釈と比べ、より具体的である。

二、訴訟権に関する差別規定を厳格に審査する

異議申し立てまたは再審査の条件として当事者に一定割合の税金あるいは相当の担保を提供させる租税徴収法規定に対し、大法官は係争規定を期間付きで失効させると判断した。そして行政救済の利益を享受できるかどうかが資（財）力の有無によって決まるという点も強く非難している。

三、「党派」平等の両判決の相違

340号解釈は公職人員選挙罷免法の政党推薦のない候補者が政党の推薦を受けた者より高額な供託金を負担する規定を違憲と宣告し、しかも「以後適用するべきではない」と強調した。しかし468号

解釈は逆に無所属の候補者だけに「署名」及び「署名の供託金」を要求する規定に対して、「立法裁量の範囲を超えない」と合憲判断をした。

四、給付行政に関する立法裁量の尊重

485号解釈は眷村改築条例などの原眷戸の優遇規定が憲法の平等原則に適合せず、しかし直ちに違憲無効と宣言せず、「立法機関は本解釈の趣旨に適合しない部分を、全面的に検討改善すべきである」と判示した。本解釈から七年あまりたった現在も、国会は本号解釈の指摘した箇所を一度も修正していない。

平等の要求は世界の普遍的な価値であるが、差別は必然的に存在する現実である。本章は平等保障と関係する五つの大法官解釈を検討した。現在のところ、台湾の実務における平等保障に関する違憲審査基準は性別平等を除いて、明らかではないことがわかる。また本章は、憲法七条に掲げられた個別事由中の男女、階級及び党派に関わる事案を検討し、それぞれに違憲判決を下した。要するに七条の個別事由に関わる事件は大法官はより厳格な基準で法律を判断していると推測できる。それは意図的であるか、あるいは単なる偶然的であるかについて、台湾の学者にはそれが二段の基準の影響ではないかと主張した者[*90]もいるが、学界の統一見解には至っていない。

第三章　日本における平等保障との比較

日本国憲法一四条一項は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と、一般的平等原則と国民の平等を宣言し、さらに「貴族制度の廃止および栄典に伴う特権の禁止」（一四条二項、三項）、「家族生活における個人の平等」（二四条）、「選挙における平等」（一五条三項、四四条）、「教育を受ける機会の平等」（二六条）と定め、平等原理ないしは平等権を個別に具体化している。これらの規定の存在は、日本の歴史的事実において、「家」制度、貴族制度に基づく不合理な差別を根絶する意味を持つ。台湾における平等保障の問題の所在を明らかにするため、日本の平等問題と合わせ、総合的に比較して分析することが必要であろう。ここで本章は台湾における平等保障との比較を念頭に置きながら、学説及び判例を素材として日本における平等保障を検討する。

第一節 日本国憲法十四条一項の内容

第一項 平等の意義

一、学説

日本国憲法の文言「すべて国民は、法の下に平等であって」における「平等」とはどのような意味か。これを検討する前に形式的平等と実質的平等を区別しなければならない。形式的平等とは現実に見られる人々の差異を一切捨象して原則的に一律平等に扱うことである。たとえば選挙権の行使に関してはとくに要請される。また実質的平等とは現実に見られる人々の差異に着目してその格差是正を行い、その配分の均等、結果の均等も意味する。憲法一四条の平等規定は、このような実質的平等の観念に方向付けられながらも、第一義的には形式的平等の保障を定めた規定であって、実質的平等の達成については社会権条項に託され、結局は立法によって実現されるべきものであろう。

しかし形式的平等とはいえ（実質的平等であっても）、絶対的平等を要求することは不可能である。結局、等しいものは等しく、等しくないものは等しくないという扱いを要請する相対的平等が、憲法のいう「平等」の意味に当たると考えられ、これも今の通説[*91]である。つまり、ある法律によって国民を区別しても、必ず平等条項に違反するとは限らない[*92]。

ただし最近、平等の意味理解は、従来の絶対的平等または相対的平等という二者択一の関係にあるものではないという指摘[*93]をはじめ、さらに絶対的平等の土台の上に相対的平等が存立するという形で、それぞれの働く位相を異にして共存するものと主張し、通説を批判する並立説[*94]も有力である。つまり平等保障の「絶対的平等」は「相対的平等」の前提であり、すなわち人を「人間」と

して取り扱ってから、初めて相対的平等の範疇に入るわけである。従って両要請の問題となる場面ないしは妥当範囲は異なっているため、互いに矛盾ではないのである。

二、判例

最高裁は憲法一四条一項について「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない[*95]」と判示した。また平等の意味解釈について、「憲法一四条一項の定める法の下の平等の原則は、形式的な平等ではなく、実質的な平等を意味し、従つて国民各自における身体的、肉体的、社会的条件に基づく相違に対しては、当該相違に応じた合理的差別扱を許容するものであるのみならず、進んで当該相違に応じた合理的差別扱を命ずる原理でもあると解するのが相当であ[*96]」ると述べ、判例は相対的、実質的平等説の立場を採用していると考えられる。

第二項 「法の下の平等」の法的構造

一、学説

憲法一四条一項の前段と後段の意味及び両者の関係について、従来から学説上活発に議論されているところである。「法の下の平等」の意味に関し、学説は法適用平等説と法内容平等説に大別される。法適用平等説[*97]は、法を具体的に執行し適用する国家機関に対する規制原理であって、差別は絶対的に禁止されるが、一項後段に列挙された事由による差別の禁止だけが立法者を拘束すると解する。これに対して、法内容平等説[*98]は次のように説く。法の執行、適用に対する制約であるだけでなく、法を定立する立法権も拘束されると解する。不公平な法律を平等に適用しても無意味であり、それに日本国憲法は裁判所による法律の違憲審査権を付与することから、「法の下の平等」は法内容の平等まで要求していると解するべきである。

また一四条一項前段と後段の構造関係という問題について、まず、平等的な取扱が要求されるのは列挙事由に限るかどうかは問題である。この問題について学説[*99]は限定列挙説と例示説及び特別保障説に分けられる。通説の例示説は後段に列挙されなくても、平等な取扱が要求される場合がありうるからである。その意味で後段の列挙事項は例示と見るべきである。しかし列挙事項を見る限り、そのすべての差別は歴史性、生来性、不変性の特徴を有する。したがって、後段列挙事由による差別的立法については、違憲性の推定が働くべきであり、単なる例示と解するべきではないという特別意味説の考えは多数の学説[*100]によって支持されている。

多くの学者は、この「法の下の平等」の法的構造を考察する際、（a）法適用平等説、（b）法内容平等説、（c）限定列挙説及び（d）例示説を順にそれぞれ検討するのが通常であるが、前述の各説を組み合わせてそれぞれのセットで「法の下の平等」の法理の枠組みを考察する方法[*101]も有力である。

二、判例

最高裁の判例は「原審が被告人に對し刑の執行猶豫の恩典を與えないのは『すべて國民は法の下に平等である』との憲法第一四条の趣旨に反するものであると主張するが、同條は人種、信條、性別、社会的身分又は門地により政治的經濟的又は社会的關係において、すべての國民を差別的に取扱わない旨を規定して居るのであって、原審が被告人に對し刑の執行猶豫の言渡をしないのは同條所定の事由によりて被告人を差別待遇したのではなく事實審として所論の辨償の事實をも參酌した上犯罪の情状からみて刑の執行猶豫の言渡をすることができないと判斷したのであるから、何等同條に反するものでない[*102]」と判示し、後段の規定は前段の「法の下の平等」（同一内容）を再言し、これは前述の組み合わせの方法では（b）＝（c）といえるだろう。

その後最高裁は「憲法一四条一項は、国民に対し法の下の平等を保障した規定であって、同項後

段列挙の事項は例示的なものであること、およびこの平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取扱いをすることを禁止する[*103]」と、後段の列挙は単なる例示に過ぎないと解するようになった。これは通説の（b）+（d）というセットと同じである。

第三項　平等審査の判断基準

一、学説

憲法一四条一項が「相対的平等」を意味していると解した場合、合理的区別は許容されると考えられる。また何が「合理的区別」で、何が「不合理な差別」なのかの判断基準について、最初に現れたのが合理性の基準[*104]である。その後、伊藤正己は一項後段の列挙事由について、別個の基準による判断が必要であることを指摘した（二段の基準）[*105]。しかし二段の基準によれば、後段所定の事由による差別の場合は「強い違憲の推定」がなされるため、「司法審査のあり方としてあまりに硬直した方式となる恐れがある[*106]」と批判された。現在の代表的見解[*107]は後段列挙事由による区別の中でも、その性質によってさらに違憲審査基準を分岐させる。これを説明すると、後段列挙事由の中でも人種、門地による区別については「厳格な審査基準」が適用され、立法目的が必要不可欠な公益を追求するものであって、そのための手段が目的の達成に是非とも必要であることが証明された場合に限って合憲となる。それ以外の後段列挙事由（信条、性別、社会的身分）区別については「厳格な合理性の基準」が適用され、立法目的が重要なものであって、その目的と規制手段との間に事実上の実質的関連性があることが証明された場合に合憲となる。後段列挙事由以外による区別については「合理的関連性基準」が適用され、立法目的が正当なものであって、そのための手段が目的の達成に合理的に関連していることという条件が充足している場合には合憲となると考えられる。

二、判例

最高裁の判例においては、審査基準として一般に「合理性の基準」が採用されており、差別の事由の違いや平等原則と関わる権利の性質の違いに応じて厳格度に差異がない[*108]。また昭和48年の尊属殺判決において、最高裁もはじめて立法目的の審査と目的達成手段の審査の二段階に分けて考察するという違憲審査方法を採用している[*109]。最高裁は目的審査に関し、重大な公共利益（倫理道徳の維持）によっての差別取扱いは合憲と認定した。そして手段審査（刑罰の加重程度）について、明らかに均衡を失することから、違憲とした[*110]。判決はこの立法目的を審査するに当たって、ただ「尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義というべく、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値する」と説明し、明らかに「社会公共の利益（道徳）の維持」という基準で立法目的の正当性を審査し、ここで採用されたのは合理的関連性基準であろう。次に、尊属殺重罰の「手段」に対して、最高裁は「加重の程度が極端であって、前示のごとき立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、これを正当化しうるべき根拠を見出しえないときは、その差別は著しく不合理なもの」であり、従って刑法二〇〇条は不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法一四条一項に違反して無効である[*111]」と判断した。ただし本判決がもし合理的関連性基準によっているとすれば、その手段（刑罰の加重程度）が目的（倫理道徳の維持）の達成に「合理的に関連している」ので、手段違憲の結論を導き出すことができないはずである。逆にもし厳格な合理性基準を採用すれば、目的審査の段階で違憲と判断する可能性が手段審査の段階より高い。つまり本判決は目的と手段を審査する際、最高裁がそれぞれの段階で審査する際、異なる基準で判断していると言えよう。従って昭和48年判決における違憲審査基準については、学説の評価も一致していない[*112]。

そして昭和51年の衆議院議員定数不均衡判決において、最高裁は「選挙区割と議員定数の配分の決定には、極めて多種多様で、複雑微妙な政策的及び技術的考慮要素が含まれてお」るから、「国

会の具体的に決定したところがその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによつて決するほかはな」いと国会の裁量権を認めながら、最終的には「投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に達しているとき」で、かつ、「人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合[*113]」に初めて憲法違反と判断した。最高裁は違憲判断をする際、最大較差と合理的期間を問題にしているが、違憲審査基準の枠組みから見れば、議員定数配分の問題は国会の権限を尊重し、合理的関連性基準で判断していると言わざるを得ない。特に昭和58年判決における伊藤正己補足意見[*114]がこの最高裁の審査基準を明らかにするのであろう。ここで平等審査の判断基準における学説と判例には隔たりがあることが窺われるのである。

第二節　台湾と日本における平等保障の比較分析

一、平等に関する解釈の相違

平等の意義について日本の学説は相対的形式的実質的平等と解していると理解されるのに対し、判例は相対的実質的平等と解していると思われる。判例は、形式的平等を明確には述べなかったが、昭和57年の堀木訴訟の判決で示した実質的平等の実現を社会権などの条項に委ねるというスタンスから見れば、平等の意味を間接的に形式的平等と認めるであろう。また平等の意義について、その理解を異なった視座から新たに検討する並立説も注目される。

一方台湾の判例は戒厳当時、かつて形式的平等の視点から犯罪の事実や動機を問わず、一律死刑に処すという戡乱時期粛清煙毒条例の規定を合憲と解釈したが、現在では、学説と同様に相対的、実質的平等の観点から平等の意義を解釈している。ただし台湾の判例にしばしば引用されてきた「実質的平等」という用語は単なる「等しきものは等しく扱う、等しからざるものは等しからざるように扱うべし」という合理的差別待遇の概念を用いた説明にすぎなかった。従って憲法追加修正条文十条六項に定められる「男女の地位の実質的平等の促進」の「実質的平等」の意味と異なっており、つまり、これは相対的平等の意味の誤用である。最近林子儀大法官はこの問題を指摘[*115]したが、学説ではいまでもこういう「実質的平等」と「合理的差別」における概念の混用に関する異論を唱えていない。

二、法的枠組みに関する解釈の比較

続いて、平等条項の法的枠組みの解釈について、日本における学説の変遷は、憲法制定後まもなくの時期には「法適用平等＋限定列挙」説のセットが唱えられ、そしてその後、「法内容平等＋例示」説の組み合わせが採られるようになり、現在では「法内容平等＋限定列挙」説というセットの主張が有力である。これに対し、判例は「法内容平等＋例示」説、すなわち最高裁が学説と違って、後段の列挙事由を単なる例示とみているのである。

台湾では学説や判例ともに戒厳時期の「法適用平等＋限定列挙」説から現在の「法内容平等＋例示」説というセットに変化した。しかし例示説によれば、台湾での平等条項に列挙された個別事由を過去の経験に照らせば、これらの事由による差別は不平等になりやすい。要するに平等条項の個別事由は違憲審査をする際において、特別の法的意味を持たないということである。最近台湾の学説では「法内容平等＋限定列挙」説というセットの主張も有力であるが、この説は平等条項の列挙事由以外の事由については憲法二二条という包括的人権条項を通じて保障すると主張するが、結局、憲法に列挙された事由が特別な法意味を持つかどうかについて、説明していない。いずれにせよ、台湾での通説も有力説も、後に検討するの性別の平等問題になぜ厳格な審査基準が適用されるのかという問題を説明できていない。

三、違憲審査基準における発展の差異

違憲審査基準について、日本の代表的な学説は三段階基準となっており、これは判例に示された合理性基準と異なる。初めて違憲判決を下したと

いう点で画期的と評される昭和48年尊属殺判決および議員定数不均衡判決は、前者の場合、「死刑または無期懲役」という手段が「甚だしく均衡を失し」、「著しく不合理」とされるものであり、後者においては一方では投票価値の平等が選挙権の平等に含まれるとしながら、他方では立法裁量の余地が広汎に認められた。判例が「合理性基準」あるいは「厳格な合理性基準」を採用したかどうかについて学説では一致した見解がない。もっとも判例において、目的審査と手段審査の段階で適用された基準の一貫性がなかったため、統一された見解に至らなかったのも理解できないものではない。つまり「判例自身には審査基準が明確に示されていない」のが現状であると言えよう。

一方台湾においても同様で学説に関する統一的な見解がなく、憲法学者がもっぱら海外での学説を紹介するなり、新説の創立を試みるなり、諸説が並行しているのが現状といえよう。現在では概ね合理性基準、比例原則の適用及び二段の基準説に分かれている。今までに通説ができていなかった原因は、戒厳時期の憲法学者が平等の審査基準問題に対して関心を持たず、台湾の違憲審査基準の発展がこの十数年から始まったからであるといっても過言ではない。そしてほとんどの学説は、合理性基準に集束するとみることができるが、唯一の例外である差別強度説（二段の基準説）が一見して前述の「法内容平等＋限定列挙」説の影響ではないかと推測できるが、実際には、この説は平等条項の法的枠組みの解釈から発展したものではなく、単なるドイツ連邦憲法裁判所の審査基準を参考しながら違憲審査基準を構築したものである。

また台湾の判例において、平等に関する大法官解釈が少なくないが、ただ判断基準に関する系統化の傾向が窺えない。ある判例では単なる「恣意の禁止、事柄の本質」というドイツモデルで審査しつつも、ほかの判例においでは「目的」と「手段、目的の関連性」というアメリカの裁判所の審査手法で判断する。台湾判例における違憲審査基準については、「性別」に「厳格な審査基準」が適用されるが、それ以外の差別事由にいかなる判断基準が適用されるかについては明示されていない。「性別」の審査基準だけを具体化した理由は、他の個別事由と比べ、「性別自体は生まれるときに決定され、人間自身の意思あるいは努力で簡単に変更できない」ことにあると考えられる。要するに性別を以て法律上の差別の当然理由とすれば、その法律規範によって適用される対象がいかに努力しても、その差別される地位から脱却できないからと考えられる。

四、違憲審査基準構築の試み

日本における三段階基準説[*116]によれば、憲法一四条一項後段の人種や門地による差別については厳格な審査基準を適用し、信条、性別、社会的身分などによる差別の適否には厳格な合理性基準を適用する。しかし一四条一項後段にいう個別事由をこのように二分化する理由は明らかにされていない。人種問題について、これはアメリカの歴史的事情によるものであって、日本においては部落やアイヌなどの特有の問題があるが、現在の日本社会では、「性差別より、人種問題や門地の問題はよほどひどいから、ほかの後段個別事項より厳格な基準を適用すべきだ」とは断言できないであろう。

平等保障の違憲審査基準は以下のように形成されると考えられる。この基準の枠組みは基本的には三段階基準と同様であるが、ポイントは後段の個別事由を二分化することによって問題を解決するということである。それは後段の列挙事由には原則としてすべて厳格な合理性基準を適用する。また後段の個別事由をさらに、①劣遇されたグループに対する立法救済が期待できない、②出生によって決定され、自分の意思では脱却できない分類に属するといった条件が満たされる場合、例外として厳格な審査基準を適用する。厳格な審査基準の適用について提言した理由は、次の通りである。すなわち社会の多数者が特定の少数者に対する偏見は、時々国会を通じて法律という形で現れ、差別する。不当な差別を受けてきた個人は、自分の意思ではその分類から脱却できず、民主的政治

の過程を通じても救済を求めること自体が期待できず、こうした状況に対し、司法機関としての裁判所が少数者の権利・自由を回復するため、他の場合よりも、厳格な審査基準を適用しなければならないからである。

終　章　まとめにかえて

以上、台湾と日本の平等保障について、判例・学説を概観・検討し、自分なりの整理を展開してきた。平等問題の解決の指針までは示せなかったにせよ、少なくとも問題の所在だけは、これまでの平等に関する台湾と日本の学説や判例に関する考え得る多様な論証において、一通り明らかにすることができたのではないかと思われる。

平等保障について、台湾と日本の通説は、相対的平等説を採用した上に、憲法の平等条項に反しているかどうかについては、結局異なった取扱いが「不合理な差別」に該当するかどうかという問題に帰結させる。そしてこの問題を判断するための違憲審査基準について、現在の台湾の学説と判例のほとんどは「合理性基準」を採用している。ただ恣意の禁止、事柄の本質、憲法の全体価値または体系正義などで、この基準内容を充填する場合、あまりにも抽象的、不確定的であるため、裁判の予測可能性からみれば、違憲審査の判断基準として不適切であると言わざるを得ない。過去に「個人主義的・民主主義的」合理性を主張する日本の学説[*117]もあったが、この基準もあいまいであって、抽象的だと思われる。

これに対して、後に出てきた差別強度説は、当事者に対する区別基準の不変性、後段の列挙事由あるいは自由権を規制する法律について厳格に審査すべきであると説かれる。差別強度説の問題点は日本の二段の基準と同じく、差別の事由の違いや法律規定の関わる権利の性質の違いに応じて、審査の厳格度を厳格と緩やかに分けると、厳格のほうが違憲、緩やかのほうが合憲の結論にほぼ結びつく。もしこれらの説を採るならば、実際に裁判官が判断する際、立法目的や立法目的達成手段との間の関連性まで立ち入った実質的審査ではなく、差別の事由や法律規定の関わる権利の性質が法廷での攻防の重点となり、事件を形式的審査にしてしまう恐れがある。

現在、日本の代表的見解はアメリカの判例理論を参考にした三段階基準である。このアメリカの判例理論は台湾でも紹介されたが、日本におけるような影響を及ぼさなかった。この基準の特徴は二段の基準の厳格審査と合理性審査の間に、厳格な合理性基準を導入することである。ただし、三段階基準もアメリカの判例によって培われた審査基準であり、そのまま台湾や日本国憲法に適用できるかどうかは検討する余地がある。また、単なる前述の基準による違憲審査は機械的な当てはめ作業になる恐れがあるので、平等に関する訴訟事件に応じて、該当紛争の権利性も含めて、審査の厳格度を総合的に判断するだけでなく、ケースバイケースの考慮も必要であろう。

平等保障はそれ自体としては実体概念ではなく、他との比較を前提とした関係概念であるところから、何が合理的な区別で、何が不合理な差別的取扱いであるかの判定は、すべての人権の領域で問題となる。平等の問題について、日本では学説が厳格な違憲審査基準の適用を要求しているような事例においては、学説との緊張関係の含んだ判例理論の形成が求められるところである。逆に台湾の特徴は学説がつねに判例と一致する点にあり、むしろ判例が学説をリードしているという。この原因は長年の戒厳令で、学問研究さえ統制された当時、学者が自由に研究する環境に恵まれなかったのに対し、身分保障のある大法官が憲法解釈する際、学者よりも政治的な圧迫が少なかったからである。

平等保障についての日本の学説と比べ、台湾の学説はまだ発展中であり、とくに平等の法的枠組み解釈の停滞や違憲審査基準の断片化などの問題があり、台湾の刑法における尊属殺の刑罰加重規定や議員定数不均衡の問題さえ議論になっていない。平等保障における法的枠組み解釈から違憲審査での厳格度を分けることについて、日本の学説

が参考に値する。三段階基準における本稿の主張[*118]は日本の通説とやや異なるが、今後台湾の学説の発展もおそらく日本と同じ道を歩み、「法内容平等＋限定列挙」説や三段階基準にたどり着くのであろう。今では、憲法の学説や判例の変革時期にあり、ここ十数年の政治改革、海外からの帰国学者が増える一方、さらにアメリカ留学経験者の大法官構成メンバーにおける比率の増加により、従来の平等保障の問題について、断片的で論理の一貫性のない学説や判例の克服がさらに模索されている。現在の平等問題を含め、再度平等条項の法理的枠組み、違憲審査基準などの問題に関する議論を整理しておくことが必要であろう。

*1　たとえば、1776年アメリカ独立宣言は「すべての人は平等に造られ、各々造物主によって、一定不可譲の権利を付与されており、これらの権利には、生命、自由および幸福の追求が含められる」としている。また、「人は出生および生存において自由であり、かつ権利において平等である」と規定した1789年フランス人権宣言はその代表的なものである。

*2　樋口陽一・吉田善明編『解説　世界憲法集』（三省堂、改訂版、1992年）各国憲法の平等条項参照。

*3　「中華民国憲法」は、国民政府がまだ中国大陸に拠点を有していた1947年に制定された憲法である。

*4　許慶雄「現代人權體系中平等原則之研究（下）」國立中正大學法學集刊７号（2002年）88頁。

*5　こういう変化を裏付ける平等問題に関する解釈文の数は、本稿の調査によれば、戒厳の三十八年間は一割未満（五件）にすぎないのに対し、戒厳解除から今までの二十年間、解釈文の割合は九割以上（四十九件）を占める（2007年７月現在）。

*6　中華民国憲法第七八条「司法院は、憲法を解釈し、且つ法律及び命令を統一解釈する権限を有」し、第七九条は「司法院に院長、副院長…大法官若干名を置き、この憲法第七十八条に規定する事項を掌理」すると規定している。つまり大法官会議の解釈は単に憲法の含む意味の解釈だけでなく、法律および命令の違憲審査をも含めているのである。

*7　たとえば平等の包括的な考察を行っていた文献として宮沢俊義「法の下の平等」、小林直樹「法の下の平等」などの論文がある。また日本国憲法の平等条項の解釈について田口精一の「『法の下の平等』の原理」は通説の立場の代表的論文である。芦部信喜の『憲法学Ⅲ人権各論』、戸松秀典『平等原則と司法審査』、井上典之「平等保障の裁判的実現－平等審査の方法とその権利保護－（1）～（4）」も平等保障に関する司法審査基準について考察している。そして、安西文雄の「法の下の平等について（1）～（4）」は平等の人権価値を探求し、平等に関する諸問題を検討し、阿部照哉＝野中俊彦の『平等の権利』は「平等」に関する判例と学説の状況を全体的に見渡している。

*8　井上典之ほか「平等原則と差別の禁止」法学セミナー568号（2002年）42頁〔戸松発言〕。

*9　伊藤一彦「中華民国憲法の系譜」レファレンス44巻１号（1994年）46－48、55－58頁。

*10　例えば「国家は心身障害者の保険と医療、バリアフリー環境の整備、教育訓練および就業指導と生活保護、救助について保障するとともに、その自立と発展を扶助しなければならない」（憲法追加修正条文十条七項）や「国家は民族の願望により、原住民族の地位および政治参加を保障し、その教育、文化、交通、水利、衛生、医療、経済、土地および社会福祉に対し保障と扶助を行うとともにその発展を促進し、その方途は法律をもってこれを定める。澎湖、金門および馬祖地区の国民に対しても同様とする」（憲法追加修正条文十条十二項）である。

*11　「三民主義」とは、前文にも掲げられた「孫中山（孫文）先生の中華民国創立の遺教」の中核をなす思想である。序章参照。またそれが1924年の一月から八月にわたり、広州の高等師範学校において、毎週一回日曜日ごとに行われた講演の筆記であり、孫文思想の数少ない手がかりである。

*12　孫文『三民主義』〔中国国民党中央委員会党史委員会編〕（中央文物供応社、1980年）66－68頁。
*13　孫文・前掲注（12）70－73頁。
*14　王致雲『中華民国憲法論文集』（三民書局、1984年）39－41頁。または朱謙『中華民国憲法与孫中山思想』（五南書局、1993年）259－261頁など参照。
*15　林紀東『中華民国遂条釈義（一）』（三民書局、1988年）97－99頁。管欧『憲法新論』（五南図書出版公司、1991年）126頁。李恵宗『憲法要義』（元照出版社、2004年）123－124頁。法治斌董保城『憲法新論』（元照出版社、2004年）243頁など。
*16　台湾司法院大法官会議ホームページ　http://www.judicial.gov.tw/constitutionalcourt/p03.asp（2007年5月28日、以下各号の大法官解釈同）194号解釈参照。
*17　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）263号解釈参照。
*18　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）160号解釈参照。
*19　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）179号解釈参照。
*20　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）211号解釈参照。
*21　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）228号解釈参照。
*22　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）341号解釈参照。
*23　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）485号解釈参照。
*24　阿部照哉ほか『平等の権利』（法律文化社、1984年）74頁以下。
*25　長い間本院の解釈に使われてきた「形式的平等」と「実質的平等」の用語は、「差別待遇の存在を認めるかどうか」によって区別される。そのうち「絶対的、機械的形式平等」の意味は「いかなる差別待遇を認めない」ことであり、絶対的に同様な待遇を要求する。そして「法律地位の実質的平等」は「差別待遇を許容する」ことであり、「法律は人民の年齢、職業、経済状態及び双方間の特別関係などに基づき、合理的な異なる規定を設けることを許容する」（179号の解釈理由書を参照）。言い換えれば、本院に使われてきた「実質的平等」と「等しきものは等しく扱う、等しからざるものは等しからざるように扱うべし」という平等の公式は同義である…但し単にこの公式では、人を分類し得るか、どのように人を分類するか、誰と誰を選んで比較するか、また差別待遇は何かという疑問の答えを導き出すことができない…むしろその公式は単なる形式的であり、空虚な同語反復解釈に過ぎない。したがって「実質的平等」は用語として相応しくない。その概念、内容は実質的価値が欠如しているので、それは「形式的平等」の一つに属する…実質的平等の意味は、特定の平等価値、あるいは分配正義の理念である。但しその具体的内容について学説上、まだ議論があり、合意に達するまでまだ先のことである…また、中華民国憲法追加修正条文十条六項：「国家は女性の人格と尊厳を擁護し、その身体の安全を保障し、性差別をなくし、男女の地位の実質的平等を促進しなければならない」という規定は、明文で「実質的平等」という用語を使う憲法規定である。そして、この「実質的平等」は、単なる「法律上の合理的区別」を意味するのではなく、両性の「社会的地位」の「平等」を意味する。それゆえ、「等しきものは等しく扱う、等しからざるものは等しからざるように扱うべし」という合理的差別待遇の概念を説明するとき、今後「実質的平等」という用語を援用しない方が妥当である。571号解釈台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）571号解釈の林子儀大法官補足意見（註六）参照。
*26　朱謙『中華民国憲法与孫中山思想』（五南書局、1990年）265頁。許志雄ほか『現代憲法論』〔蔡茂寅〕（元照出版社、2004年）99頁。法治斌董保城・前掲注（15）245頁など参照。
*27　李恵宗・前掲注（15）119頁。
*28　一七一条「法律が憲法に抵触したときは、無効とする。法律が憲法に抵触するか否かの疑義が生じたときは、司法院が解釈する」。

*29　「憲法七条に規定された平等権は、人民が法律上の地位の実質的平等を保障することであり、法律をもって主管機関に授権し、具体的な事件の事実上の相違及び立法の目的を斟酌して、合理的な異なる取り扱いを制限することではない」。前掲注（20）参照。

*30　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）194号解釈参照。

*31　14歳未満の少年が対象である。

*32　強制教育、強制労働という特別な刑罰処分であり、対象はヤクザである。

*33　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）477号解釈参照。

*34　張鏡影『比較憲法（上）』（黎明文化事業、1983年）96頁。

*35　陳新民『憲法基本権利之基本理論（上）』（元照出版社、2004年）496－497頁。

*36　中華民国憲法二二条「およそ人民のその他の自由及び権利は、社会秩序及び公共の利益を妨げない限り、均しく憲法の保障を受ける」。

*37　謝瀛洲『中華民国憲法論』（三民書局、1969年）41頁。薩孟武『中国憲法新論』（三民書局、1990年）78頁。李惠宗・前掲注（15）118－119頁。許志雄ほか・前掲注（26）100頁など参照。

*38　呉庚『憲法的解釈与適用』（三民書局、2003年）182頁。

*39　林紀東・前掲注（15）93頁。

*40　中華民国憲法二三条「以上の各条に列挙した自由及び権利は、他人の自由を妨害することを防止し、緊急危難を回避し、社会秩序を維持し、又は公共利益を増進するために必要がある場合を除いて、法律を以て制限することができない」。

*41　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）194号解釈参照。

*42　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）485号解釈参照。

*43　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）288号、321号、439号の大法官解釈参照。

*44　法治斌董保城・前掲注（15）243頁。

*45　法治斌董保城・前掲注（15）243－245頁、許志雄ほか・前掲注（26）104頁参照。

*46　例えば「総統は、内乱又は外患罪を犯した場合を除いて、罷免又は解職を経た後でなければ刑事上の訴追を受けない。」（五二条）、「法官は、終身職とし、刑事又は懲戒処分若しくは禁治産の宣告を受けるのでなければ免職されない。法律によらなければ停職、転任又は減俸されない。」（八一条）、「各政党の立法委員当選名簿において、女性の比率は二分の一以下となってはならない。」（追加修正四条二項）、「国家は軍人の社会に対する貢献を尊重し、その退役後の就学、就業、医療、療養に対し保障を行う。」（追加修正十条九項）など参照。

*47　陳新民・前掲注（35）513－516頁。

*48　ここにいう正当性理由は主に二三条の四つ事由（他人の自由を妨害することの防止、緊急危難の回避、社会秩序の維持、又は公共利益の増進）である。

*49　李惠宗・前掲注（15）119頁。

*50　許宗力「従大法官解釈看平等原則与違憲審査」李建良ほか編『憲法解釈之理論与実務』（中央研究院中山人文社会科学研究所専書（48）、2000年）121－122頁。

*51　許宗力・前掲注（50）109－111頁。

*52　李建良「従憲法観点論軍公教優恵存款的存廃問題」政大法学評論78期（2004年）20－22頁。

*53　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）211号解釈参照。

*54　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）618号解釈参照。

*55　奥平康弘『憲法Ⅲ』（有斐閣、1993年）138頁、また塩野宏『行政法Ⅰ（第四版）』（有斐閣、2005年）76－77頁参照。

*56　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）542号解釈参照。

*57　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）618号解釈参照。

*58　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）455号解釈の翁月生大法官補足意見参照。

*59　例えば廖元豪「米国種族優恵差別待遇合憲性

之研究－兼論平等原則之真義」東呉大学法律学報９巻２期（1996年）５－11頁。

*60　例えばドイツモデルを採用した542号解釈について、多数意見の大法官（2002年当時）の留学先はドイツ４人、アメリカ３人、オーストリア２人、日本１人であり、その他の５人は留学経験のない実務界の裁判官出身である。そしてアメリカモデルを採用した618号解釈については、多数意見の大法官の構成（2006年当時）はアメリカ６人、ドイツ４人、日本１人である。筆者の調査より。

*61　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）365号解釈参照。

*62　中華民国民法一〇八九条は「父母は、法律に別段の規定がある場合を除くほか、共同して未成年の子に対して権利を行使し、義務を負う。権利の行使につき、父母の意思が一致しないときは、父がこれを行使し、父母の一方が権利を行使することができないときは、他の一方がこれを行使する。父母が共同して義務を負うことができないときは、能力を有するものがこれを負う」と規定している。

*63　楊慧英「司法院大法官関於男女平等之解釈」翁月生ほか『司法院大法官釈憲五十周年記念論文集』（司法院大法官書記処、1998年）104頁。また雷文枚「性別平等的違憲審査－従米国女性主義法学看我國大法官幾則有関男女実質平等的解釈－」李建良ほか編『憲法解釈之理論与実務』（中央研究院中山人文社会科学研究所専書（48）、2000年）160頁参照。

*64　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）224号解釈参照。

*65　租税徴収法三五条「納税義務者は税金の査定処分について不服申立をする場合、規定の書式に従うべきであり、その理由を述べ、証明文書と合わせて、以下の各号の規定により、再審査を申請しなければならない。

一、税金の査定通知書により税金を納付すべき者は、納付書が送達された後、納付期間以内に、遺産税の場合は納付すべき税額の三分の一を納め、納付期間の締切りの翌日から起算して六十日以内、その他の各税は納付すべき税額の二分の一を納め、納付期間の締切りの翌日から起算して二十日以内に再審査を申請しなければならない。ただし納税義務者が納付困難の場合、租税徴収機関の許可の下、相当の担保を提供し、前述の税金の納付を免ずる。

二、税金の査定通知書により税金を納付する必要ない者は、納付書が送達された後から起算して二十日以内に再審査を申請しなければならない」。

*66　中華民国憲法一六条「人民は、請願、行政訴願及び訴訟の権利を有する」。

*67　階級とは少数者が社会において特殊の地位にあり、様々な特権を享有する社会制度である。曽繁康『中華民国憲法概要』（三民書局、1981年）63頁参照。また階級を「経済階級」と解する説もある。蔡茂寅「平等権」月旦法学雑誌 46期（1999年）115頁 参照。

*68　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）340号解釈参照。

*69　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）468号解釈参照。

*70　総統、副総統選挙罷免法二三条「署名方式より総統、副総統の候補者に登録を申請する者は、選挙公告が公表されてから五日以内に、中央選挙委員会に被署名人になることを申請し、署名名簿書式を受け取り、そして署名供託金の百万台湾ドルを納めること。

中央選挙委員会は前項の申請を受理した後、一定の期間内に申請人が被署名人であると公表し、さらに書面で直轄市、県（市）選挙委員会に公表の翌日から四十五日以内に、被署名人またはその代理人が提出する署名名簿を受理することを通知しなければならない。

中華民国自由地区の人民の中、選挙の公表日に満二十歳の者が前項の署名人になりうる。

署名人数は、第二項が規定する期間内に、直近の中央民意代表選挙の選挙人総数の1.5％以上に達する場合、中央選挙委員会が一定の期間内に署名完成を公表し、被署名人に署名完成証明書を発給し、供託金を返却する。署名人数は規定人数の二

分の一未満の場合、供託金は返却しない。

被署名人あるいはその代理人は、中央選挙委員会所定の署名名簿及び誓約書書式により署名を求めるべきである。署名人が署名するとき、本人の国民身分証明書の写しを添付しなければならない」。

*71　憲法追加修正条文四条二項後段「（比例代表および海外僑胞は）政党名簿に基づき投票を行い、５％以上の政党選挙票を獲得した政党が得票率により当選者を選出する。各政党の当選名簿において、女性の比率は二分の一以下となってはならない」。

*72　許宗力・前掲注（50）95頁。

*73　ここでの政党は総統選挙罷免法二二条の政党推薦要件に達する政党である。「…前項の政党は、最近の総統、副総統あるいは立法委員選挙において、当該政党に推薦された候補者の票数の総計は、選挙有効票の五％以上に達しなければならない。」（総統選挙罷免法二二条）

*74　廖元豪「大法官釈字第四六八号解釈の評論」月旦法学雑誌 44期（1999年）118頁 参照。

*75　廖元豪・前掲注（74）119頁。

*76　台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）485号解釈参照。

*77　眷村とは1949年国民党政府と一緒に台湾に移住する中国大陸からの人（外省人）を安住させるため、政府が台湾各地に集合式の住宅を設立し、軍、公、教及び国会議員の職位及びくじ引きによって割り当てた所有権のない宿舎である。楊放『落地生根－眷村人物与経験落地生根-眷村人物與經驗』８頁（允晨文化、1996年）参照。

*78　国軍老旧眷村改築条例三条二項「本条例のいわゆる原眷戸とは、主管機関あるいはその所属機関が発行した國軍眷舎居住証明あるいは公文書を領有する国軍老旧眷村の居住者である」。

*79　国軍老旧眷村改築条例五条一項「原眷戸は本条例によって建造された住宅の購買及び政府給与の住宅購買助成金の領収権益を享有する。原眷戸が死亡した場合、配偶者が優先的にその権益を受ける。原眷戸と配偶者ともに死亡した場合、その子女がその権益を受ける。それ以外の者はその権益を受けることができない」。

*80　民国八十六年（1997年）十一月二十六日、九十年（2001年）五月三十日及び九十年十月三十一日に総計三回修正された。立法院法律系統http://lis.ly.gov.tw/lgcgi/lglaw（2007年５月28日）参照。

*81　中華民国憲法追加修正条文十条九項「国家は軍人の社会に対する貢献を尊重し、その退役後の就学、就業、医療、療養に対し保障を行う」。

*82　呉庚・前掲注（38）69頁。

*83　朱敬一、李念祖『基本人権』（時報文化、2003年）８－10頁。

*84　朱敬一、李念祖・前掲注（83）20頁、また呉庚・前掲注（38）179－180頁など参照。

*85　呉庚・前掲注（38）66、69頁。

*86　国軍老旧眷村改築条例一条「国軍老旧眷村の更新を加速し、土地使用の経済効率を高め、住宅を建造して原眷戸及び中低所得者を保護し、地方政府に公共施設用地を収用させ、及び都市景観を改善するため、本条例を制定する。本条例に規定しないものはその他の関係法律を適用する」。

*87　国軍老旧眷村改築条例一条、前注参照。

*88　陳愛娥「立法機関的社会政策形成自由与平等原則」台湾本土法学雑誌 14期（2000年）95頁参照。

*89　陳愛娥・前掲注（88）96頁。

*90　許宗力・前掲注（50）115－120頁。法治斌「司法審査中之平等権－建構二重基準之研究」Proceedings of the National Science Council（part C） 6巻１期 （1996年）46頁など参照。

*91　「平等」の意味に関する通説について法学協会編『註解日本国憲法（上）』（有斐閣、1953年）352頁、芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論（1）』（有斐閣、1998年）20－22頁、野中俊彦ほか『憲法Ⅰ（第四版）』（有斐閣、2006年）273－274頁など参照。

*92　例えば、所得税法において採用される累進課税制度は、納税者の資力に応じて税率を段階別にしている。これは平等の理念に合致する。また、労働条件について女性を優遇すること（産前産後の有給休暇など）も、違憲とは言えない。

*93　佐藤幸治『憲法（第三版）』（青林書院、1995年）471頁では、「絶対的平等は文字通りの意味に

おいてはいかなる場合でも維持できるわけではないとしても、しかしだからといって憲法がその都度の利益衡量による『合理的』調整に委ねたとみるのは、憲法による平等権の保障をあまりにも相対化するものといわなければならない」と指摘している。

*94　この説にいう「平等」とは、国家に対する人の分類とそれに基づく別異取扱いの禁止という最広義の平等命題を出発点として、「絶対的平等」から導き出される「人を『人間』という範疇に分類した場合の人間は人間として同質・同量に取り扱われなければならない」とする第一要請と、「相対的平等」から導き出される「各人の持つ事情によって人を『人間』よりも細分化された範疇に分類する場合には、同質の事情には同質の取扱いを、同量の事情には同量の取扱いを要請し、逆に、質的・量的に異なる事情については別異取扱いをしてもよい」とする第二要請とを構成要素にするものと理解することができる。井上典之「平等保障の裁判的実現－平等審査の方法とその権利保護（1）」神戸法学雑誌　45巻３号（1995年）556－557頁参照。そのほか、棟居快行『人権論の新構成』（信山社、1992年）132頁。安西文雄ほか『憲法学の現代的論点』（有斐閣、2006年）305－306頁〔佐々木〕も同じ趣旨を主張している。

*95　最判昭和39年５月27日民集18巻４号676頁。

*96　高判昭和53年５月24日民集31巻２号231頁。

*97　佐々木惣一「法的平等の権利と生活規制無差別の権利」阿部照哉編『平等権』（三省堂、1977年）79－80頁参照。

*98　法内容平等説について法学協会編・前掲注（91）347頁、宮澤俊義『日本国憲法』（日本評論社、1978年）206頁など参照。

*99　限定列挙説について佐々木惣一・前掲注（95）80頁参照。例示説について法学協会編・前掲注（91）349頁など参照。特別意味説について伊藤正己『憲法』（日本評論社、1978年）244頁など参照。

*100　中村睦男『論点憲法教室』（有斐閣、1992年）94頁註14参照。

*101　中村睦男・前掲注（100）81－82頁。常本照樹「平等権判例と司法審査－平等権（1）」法学教室200号（1997年）87－88頁。また本項の「二、判例」のところではこの論文の組合せの説明の仕方を用いるのである。

*102　最判昭和23年５月26日刑集２巻５号517頁。

*103　最判昭和48年４月４日刑集27巻３号265頁。

*104　合理性の基準とは「立法の目的を確定し、その目的から論理的にその立法による規制を受けるべき範囲を定め、それを立法において採用された区別の徴表の及ぶ範囲と比較する方法によって、合理性を認定する」ものである。伊藤正己「法の下の平等」公法研究18号（1958年）22頁参照。

*105　「前段の場合は差別的立法もなお合憲性の推定が存し、違憲の主張者にそれが合理性を欠くことの証明が求められるに反し、後段所定の事由による差別の場合は、逆にむしろ合憲の主張者に合理的差別の論証が要求されると解し得ないであろうか。このことも、そこに挙げられるような事由による差別の不存在が、代表民主制の存在の基礎であるとして根拠づけうるように思われる」と後段の列挙事由だけでなく、ある種の基本的人権を制約する立法も、違憲の推定がなされることがある。伊藤正己・前掲注（104）24頁。

*106　戸松秀典『平等原則と司法審査』（有斐閣、1990年）334頁。

*107　いわゆる三段階審査基準である。芦部信喜・前掲注（91）27－31頁参照。

*108　野中俊彦ほか・前掲注（91）282頁注三参照。

*109　常本照樹・前掲注（101）92頁参照。

*110　ここで注意が必要なのは、同様に尊属殺の重罰規定を認定することであっても、①もし立法目的が違憲であると認定すれば、立法目的が同じ尊属に関するほかの刑法あるいはその他の法律規定も違憲無効である。②もし単純に手段違憲と判断すれば、「尊属殺」の犯罪行為に対して、当該条文を適切な加重規定に修正すれば、憲法に反しないだろう。同時に尊属に関する他の加重規定も、引き続き有効である。本判決の違憲判断は、明確に②に該当すると言えよう。

*111　最判昭和48年４月４日刑集27巻３号265頁。

*112 例えば本判決の違憲審査基準は「中間的審査」と解する学説は常本照樹「平等権判例の到達点－平等権（2）」法学教室 201号（1997年）56頁や戸松秀典「司法審査の基準②」法学教室188号（1997年）62頁など参照。また「合理性基準」と解する学説は野中俊彦ほか・前掲注（91）282頁注三参照。

*113 最判昭和51年４月14日民集30巻３号223頁。

*114 伊藤正己補足意見によれば、「一般に選挙区によつて投票価値の不平等であることが問題となるのは、同項後段所定の事由によるのではなく、国民が居住する場所によつて差別的取扱いを受ける場合であり、上告人らが本件参議院議員定数配分規定の違憲の理由として主張するところも、住所地を異にすることによる投票価値の較差の存在である。これは、同項後段所定の事由に基づくものではないから、前述のように、立法に対する合憲性の推定が働き、国会の裁量権の範囲が広く、その立法が合理性を欠く恣意的な差別をする場合に初めて憲法に反する」。最判昭和58年４月27日民集37巻３号345頁参照。

*115 台湾司法院大法官会議ホームページ・前掲注（16）571号解釈の林子儀大法官補足意見（註六）参照。

*116 芦部信喜・前掲注（91）27－31頁参照。

*117 宮沢俊義・前掲注（98）269頁参照。

*118 通説と異なる点として、まず後段の列挙事由を原則としてすべて厳格な合理性基準に適用する。また後段の個別事由に、さらに立法救済の不可能性と分類の定着性といった条件が満たされる場合、例外として厳格な審査基準を適用する。

（り　けんりゅう　北海道大学大学院法学研究科博士後期課程１年）